

# 那珂川市 次世代育成支援地域行動計画

～親・子・地域がともに育つ那珂川市を目指して～

2020(令和2)年3月

那 珂 川 市

---

---

那珂川市次世代育成支援地域行動計画

2020（令和2）年3月

発行 那珂川市健康福祉部 子育て支援課 こども応援課

〒811-1292 福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号

電話 092-953-2211

F A X 092-953-0688

<https://www.city.nakagawa.lg.jp/>

---

---

# 目 次

## 第 1 部 計画策定にあたって

---

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の概要	2
(1) 計画の位置付けと期間	2
(2) 策定体制	3
(3) 計画実施に向けた推進体制	4
3 那珂川市の子ども・子育てを取り巻く状況	6
(1) 人口の状況	6
(2) 就業の状況	12
(3) 主な教育・保育施設等の状況	13
(4) ニーズ調査結果の概要	18
4 那珂川市の子ども・子育て支援施策の課題	24
(1) 教育・保育施設の充実	24
(2) 地域における子ども・子育て支援の充実	24
(3) 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実	24
(4) 安全・安心な子育て環境の充実	25
(5) 子育てにかかる費用の負担軽減	25

---

## 第 2 部 計画の基本的考え方

---

1 基本理念	27
2 基本目標	28
3 施策の体系	29
4 主要施策の方向	32
基本目標 1 安心して子どもを産み育てるための環境づくり	32
基本目標 2 子どもが健やかに育つための体制づくり	37
基本目標 3 子育て家庭を支えるための地域づくりの推進	46
5 家庭・地域・事業者・行政の役割	53

---

## 第 3 部 那珂川市子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域	54
2 幼児教育・保育の無償化	55
(1) 幼児教育・保育の無償化の概要	55
(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	56
3 教育・保育の提供体制の確保	57
(1) 教育・保育施設の需要量の見込みと確保の方策	57
(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進	60
(3) 教育・保育の質の向上	60
4 地域子ども・子育て支援事業の充実	61
(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保の方策	61
5 計画の推進体制	72
(1) 関係機関等との連携	72
(2) 計画の達成状況の点検・評価	72

## 第 4 部 参考資料

1 第二次次世代育成支援地域行動計画の実績と目標	74
2 那珂川市子育て支援推進協議会条例	80
3 那珂川市子育て支援推進協議会委員名簿	81
4 那珂川市子育て支援推進協議会審議経過	82

# 第 1 部 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の概要
- 3 那珂川市の子ども・子育てを取り巻く状況
- 4 那珂川市の子ども・子育て支援施策の課題



# 第1部

## 計画策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

那珂川市においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成16年度に「那珂川町次世代育成支援地域行動計画」を策定し、様々な子育ての施策を進めてきました。

この第一次計画策定以降、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定され、幼児期の教育・保育や地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」の策定が義務付けられました。

これを受け、本市では、「那珂川町子ども・子育て支援事業計画」を包括する形で「那珂川町第二次次世代育成支援地域行動計画・前期計画」（計画期間：平成27～令和元年度）を策定し、『親・子・地域がともに育つ那珂川町を目指して』を基本理念として、家庭や地域、企業や幼児教育・保育サービス事業者、行政等の各主体が連携・協働しながら、子どもや子育て支援のための取り組みを進めてきました。

しかしながら、わが国の子どもや子育てをめぐる環境は依然厳しく、平成29年6月に「子育て安心プラン」、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、待機児童解消や女性就業率80%（M字カーブの解消）に向けた保育のさらなる量的拡充、放課後児童クラブ（学童保育所）の量的拡充が打ち出されています。さらに、令和元年10月より、3～5歳までのすべての子ども及び0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園・保育園・認定こども園の費用を無償化する措置が開始されました。

こうした状況の中、平成30年10月1日の市政施行後初めての計画として、市民が更に子育てをしやすいつ感じられるよう、第二次次世代育成支援地域行動計画・前期計画の取り組みを見直すとともに、現在の社会情勢や住民ニーズを踏まえながら、「那珂川市次世代育成支援地域行動計画（那珂川町第二次次世代育成支援地域行動計画・後期計画）」（計画期間：令和2～6年度）を策定します。本計画策定にあたっては、第二次前期計画実施以降の国の動向や本市における取り組みを踏まえ、質の高い幼児教育・保育事業を提供するとともに、各種子育て支援事業を一層促進させることを目指します。

## 2 計画の概要

### (1) 計画の位置付けと期間

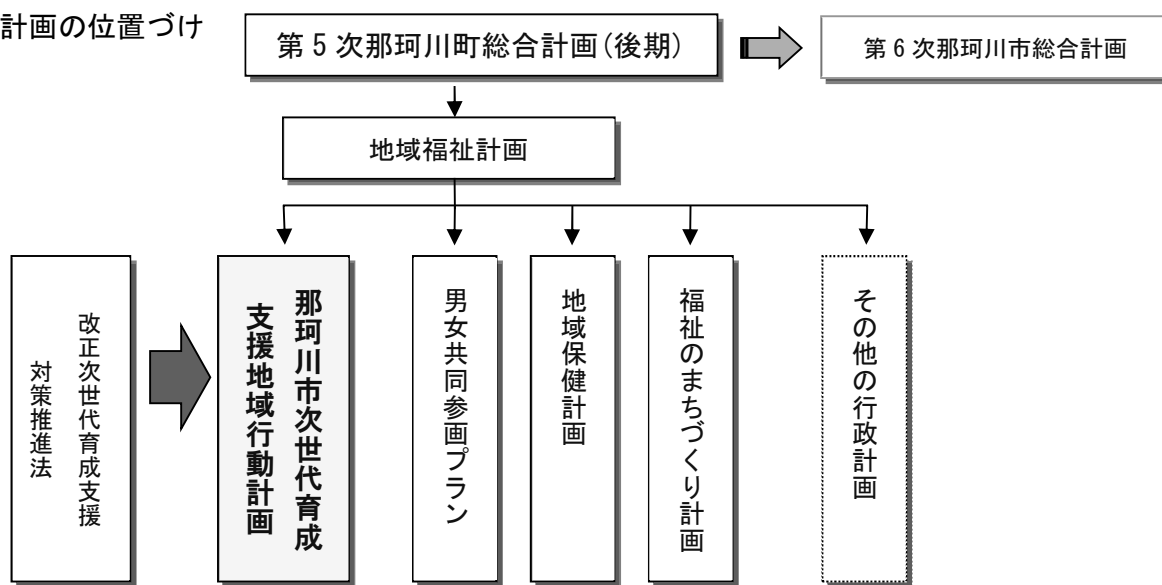
本計画は平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づいて策定した第二次次世代育成支援地域行動計画「前期計画」を継承するものです。

計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て青年期に至るまでの、子どもとその家庭としています。

また、那珂川市という「地域」で展開される子育て支援施策を推進するものであるため、平成22年度に策定の第5次総合計画、その他の行政計画との整合を十分図るとともに、第二次次世代育成支援地域行動計画「前期計画」（令和元年度で終了）の基本理念を継承しています。

「那珂川市次世代育成支援地域行動計画（那珂川町第二次次世代育成支援地域行動計画）」の後期期間は令和2年度から令和6年度までの5ヵ年となります。

#### ■ 計画の位置づけ



#### ■ 計画の期間

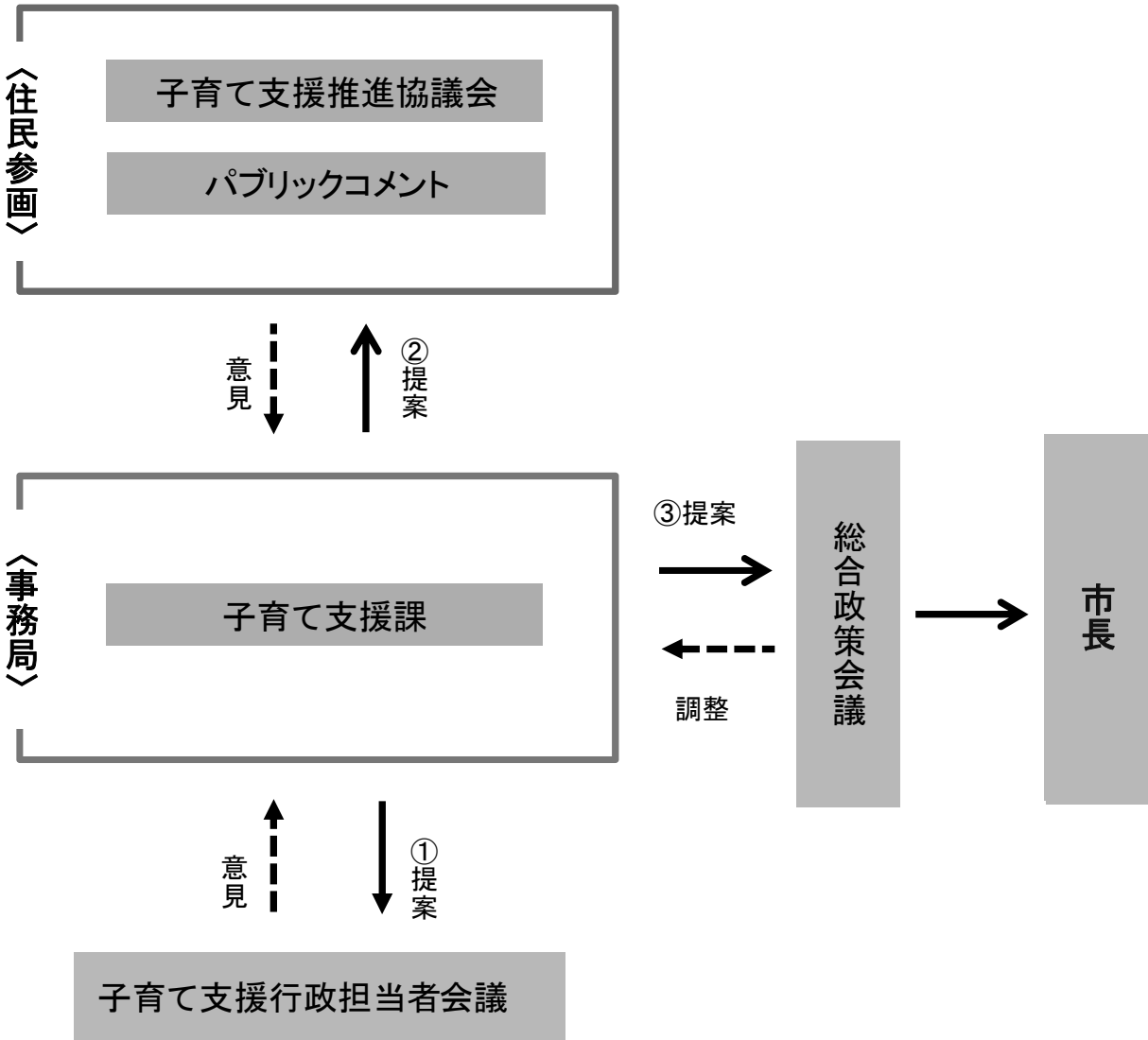
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
国	次世代育成支援対策推進法	平成26年度まで10年間時限立法															
	改正次世代育成支援対策推進法						平成27年度から平成36年度までの10年間の時限立法										
	子ども・子育て支援制度						平成27年4月よりスタート										
福岡県	次世代育成支援地域行動計画	平成22年度～平成26年度															
	子ども・子育て応援総合プラン						平成27年度～令和元年度										
那珂川町	第5次総合計画	基本構想	平成23年度から令和2年度の10年間														
		基本計画	前期計画					後期計画									
	次世代育成支援地域行動計画	後期計画															
	第2次次世代育成支援地域行動計画 (子ども・子育て支援事業計画)						前期計画 平成27年度～令和元年度										
那珂川市次世代育成支援地域行動計画												後期計画 令和2年度～令和6年度 (市制施行)					



(2) 策定体制

本計画は第二次次世代育成支援地域行動計画「前期計画」の基本理念を引き継ぎ、新たにアンケート調査を実施し、那珂川市の子育てを取り巻く現状と課題を抽出し、併せて前期計画期間に実施してきた事業の検証を行い事業の見直しを行いました。

本計画の策定にあたっては、「那珂川市子育て支援推進協議会」を設置し、子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する子ども・子育て支援事業計画の内容等の審議を行いました。



### (3) 計画実施に向けた推進体制

#### ①組織体制の確立

那珂川市における子育て支援の推進と「那珂川市次世代育成支援地域行動計画」の実践に向けて推進体制を構築しています。

市内においては、子育て支援に関わる関係各課の担当によって組織する「那珂川市子育て支援行政担当者会議」を中心に、事業の効率かつ効果的な推進を図ります。

また、事業に関する広報及び進捗状況の公開を行い、さらに子育て支援に係わる市民代表で組織する「那珂川市子育て支援推進協議会」へ報告し、意見を求めながら推進します。

#### ②行動計画の推進に向けた視点

行動計画の推進にあたっては、前期計画で設定した5つの視点を後期計画においても継承します。この5つの視点に留意し、施策の実施状況及び施策評価を年次的に行っていくとともに、住民ニーズや社会動向等を踏まえた施策の遂行を目指します。

##### 1 小学生・中学生・高校生の頃から「親となる意識」を大切にする視点

小学生、中学生、高校生は、就学時期であるため、結婚や子育ての実感が薄いながらも、将来は多くの方が子育てを経験することになります。そのため、就学時より乳幼児や子ども、及び地域とふれあう機会を提供し、「親となる意識」づくりを進めていく視点が重要であること。

##### 2 「子育て」は「人生の喜び」であることを再認識する視点

子育て支援とは、保育サービスの充実や保育環境の整備も重要ですが、何よりも子育てする側が「喜び」を見出しながら子育てをしていくことが重要です。したがって、事業の実施に際しては、現在の親、及びこれから親になる人達に向けて、「子育ては人生の喜び」であることを再認識してもらうような視点が重要であること。

##### 3 「子育て」は「親育て」でもある視点

「子育て」の主役は子どもであるばかりでなく、その親の存在が不可欠です。多くの親は子育てを通して、学び成長していくものです。そこで、子育て

支援の施策においても、その親が生涯成長していけるような「親育て」の視点が重要であること。

#### 4 「地域福祉」の中で子育て支援をとらえる視点

かつて、子育ては家庭や行政だけでなく、地域全体の中で行われ、子どもは地域の中で多くの人と接し、多くを学び成長してきました。それに加えて、近年における福祉財政のひっ迫、福祉ニーズの多様化が進むなど、「地域」が主体となった子育てのあり方が望まれています。

このように、今後は「地域福祉」の視点から、地域で子どもを育てる仕組みを再構築する視点が重要であること。

#### 5 子どもの「人権」を大切にする視点

近年、家庭においては児童虐待や子育て放棄、学校においてはいじめや暴力、また、社会生活における様々な差別など、親と子ども、学校、地域における「人権」の問題が深刻化しています。今一度、子どもの「人権」の視点を大切に、子どもたちが楽しくのびのびと毎日を送れるような地域づくりと意識の啓発を進める視点が重要であること。

### 3 那珂川市の子ども・子育てを取り巻く状況

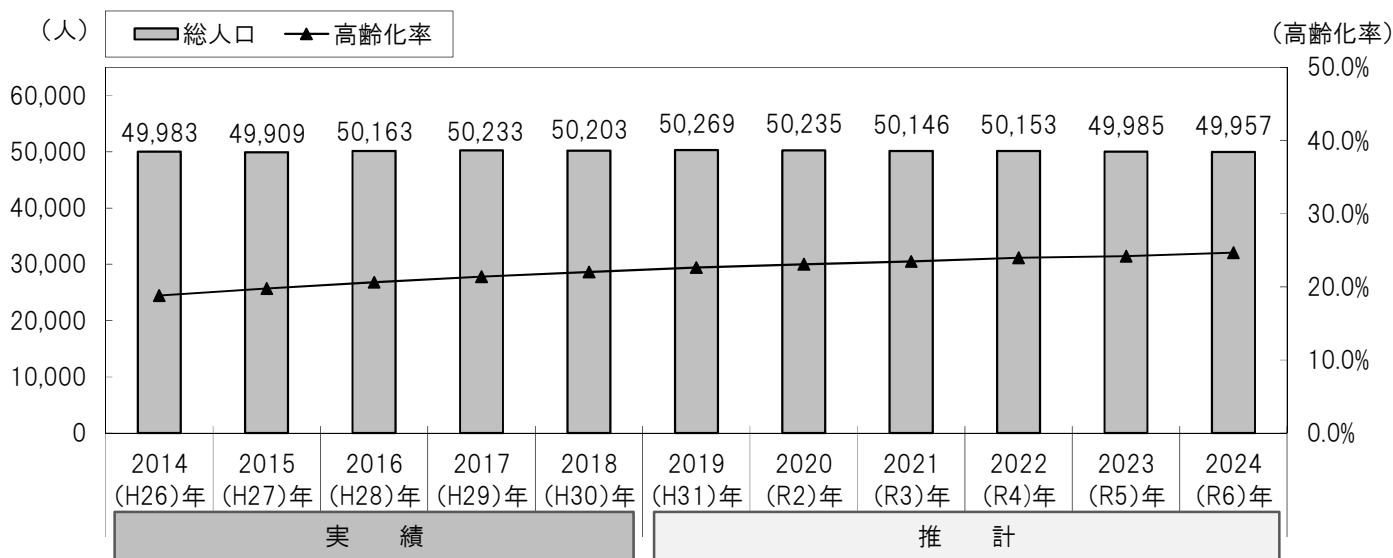
#### (1) 人口の状況

##### ①人口の推移

本市の総人口は年度によって増減が見られますが、2016年に5万人を超えて以降、しばらく横ばい傾向が続き、2023年度からは5万人を下回ると予想されます。

年齢を3区分別にみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少していますが、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあります。総人口が横ばい或いは減少傾向にある中で、老年人口は増加しているため、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は上昇を続け、2024年には24.7%に達する見込みです。

【人口の推移（実績と将来推計）】



資料 2014～2018年：住民基本台帳\*（4月1日時点）、2019～2024年：コーホート変化率法\*による推計値

\*「住民基本台帳」とは、住民票を世帯ごとに編成した公的な名簿（外国人を含む）。毎月ないし年数回の時点における人口データとなるため、直近のデータが使用可能で、かつ推計時点として望ましい4月1日時点の実績から推計を行うことができる。

\*「コーホート変化率法」とは、各コーホート（同じ年に生まれた人々の集団）について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。国で実施する推計人口をはじめ、比較的近い将来の人口予測であり、特殊な人口変動がない場合によく用いられる。

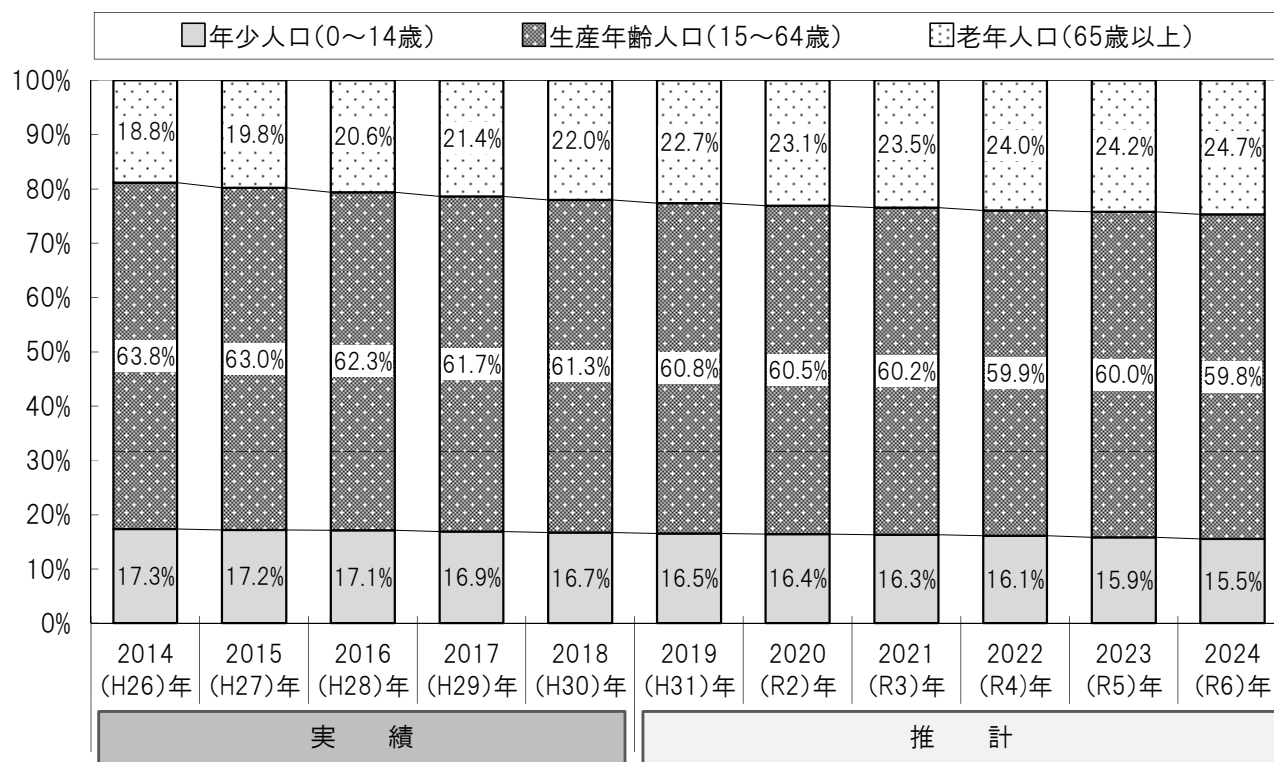
# 第1部 計画策定にあたって

(単位：人)

	実績					推計					
	2014 (H26)年	2015 (H27)年	2016 (H28)年	2017 (H29)年	2018 (H30)年	2019 (H31)年	2020 (R2)年	2021 (R3)年	2022 (R4)年	2023 (R5)年	2024 (R6)年
0-14歳	8,669	8,588	8,582	8,487	8,399	8,319	8,258	8,182	8,074	7,924	7,767
15-64歳	31,905	31,451	31,243	31,005	30,757	30,562	30,380	30,203	30,055	29,972	29,861
65歳以上	9,409	9,870	10,338	10,741	11,047	11,388	11,597	11,761	12,024	12,089	12,329
総人口	49,983	49,909	50,163	50,233	50,203	50,269	50,235	50,146	50,153	49,985	49,957
高齢化率	18.8%	19.8%	20.6%	21.4%	22.0%	22.7%	23.1%	23.5%	24.0%	24.2%	24.7%

計画期間(2020~2024)

【年齢3区分別人口の推移（実績と将来推計）】

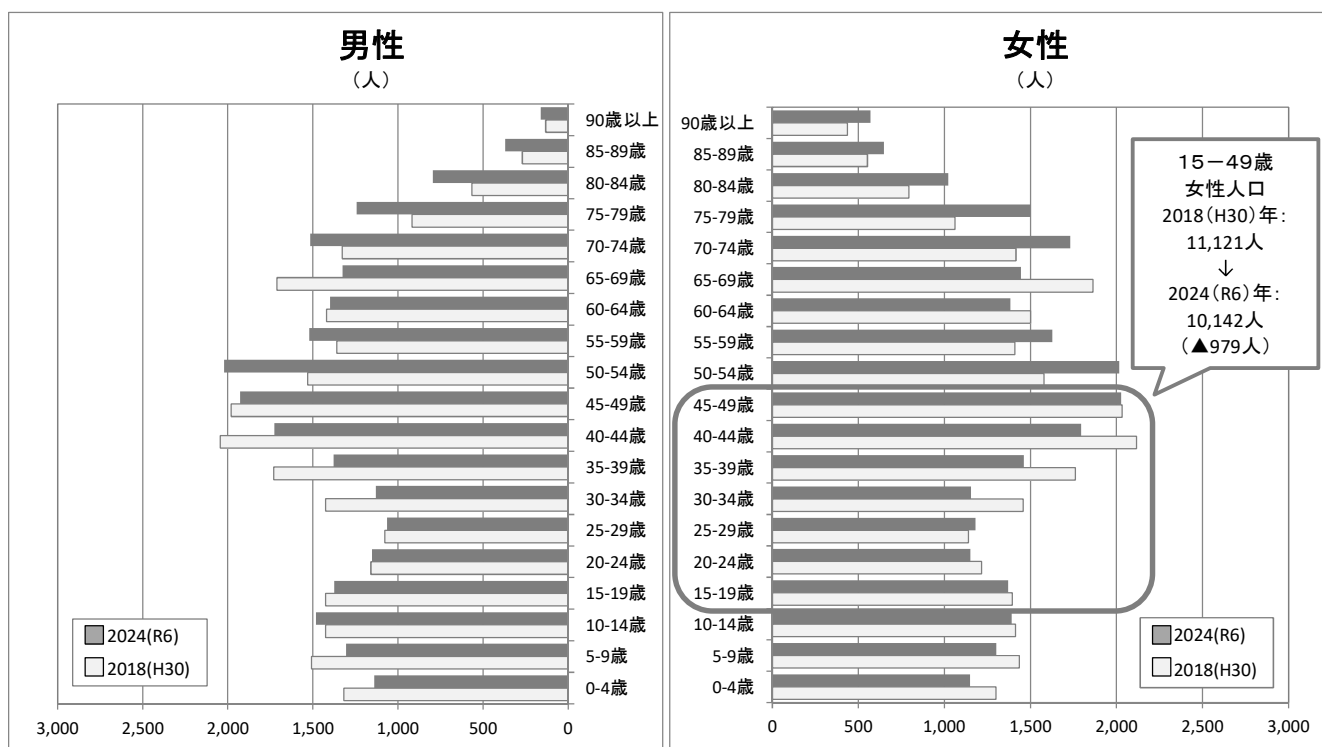


資料 2014~2018年：住民基本台帳（4月1日時点）、2019~2024年：コーホート変化率法による推計値

## 第1部 計画策定にあたって

2018年（実績）と2024年（推計値）の性別・5歳階級別の人口による人口ピラミッドをみると、合計特殊出生率\*の算定対象である15～49歳の女性人口は2018年現在から計画の最終年度である2024年の6年間で979人減少するものと予測されます。なかでも30歳代～40歳代前半の女性の減少が大きくなっています。

【人口ピラミッド（2018年と2024年の比較）】



資料 2018年：住民基本台帳（4月1日時点）、2024年：コーホート変化率法による推計値

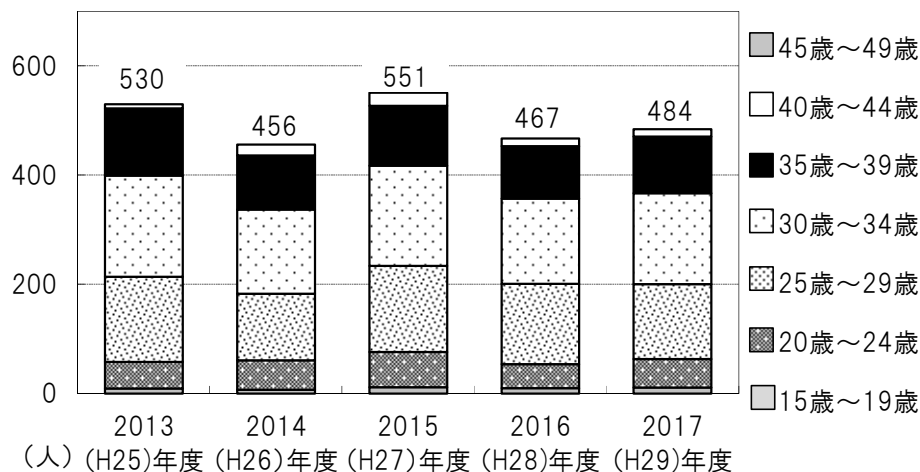
\* 「合計特殊出生率」とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の年間合計で計算される。この値は、1人の女性が一生の間に生む子どもの数の目安とされている。

②出生の状況

母親の年齢階級別に年間の出生数の状況を見ると、概ね 500 人前後で推移しており、母親の年齢階級別にみると、20 代後半～30 代前半の出生数が多くなっています。

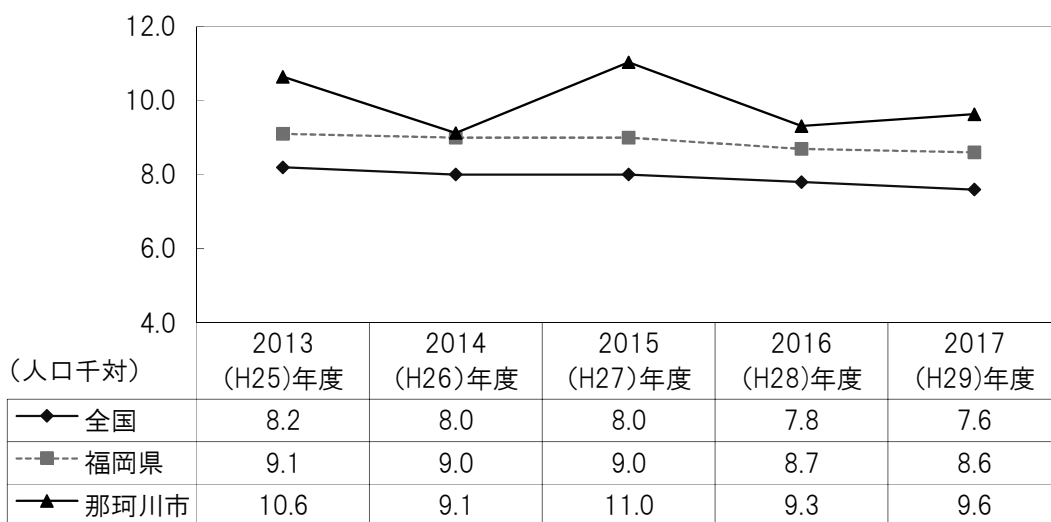
出生率（人口千人あたりの出生数）をみると、国・福岡県よりも高い水準で推移しています。

【母親の年齢階級別 出生数の推移】



資料 那珂川市（4月1日～3月31日の母親の年齢階級別 出生数計）

【出生率（人口千対）の推移】



資料 国・県（人口動態統計）、那珂川市（人口動態統計及び住民基本台帳から算出）

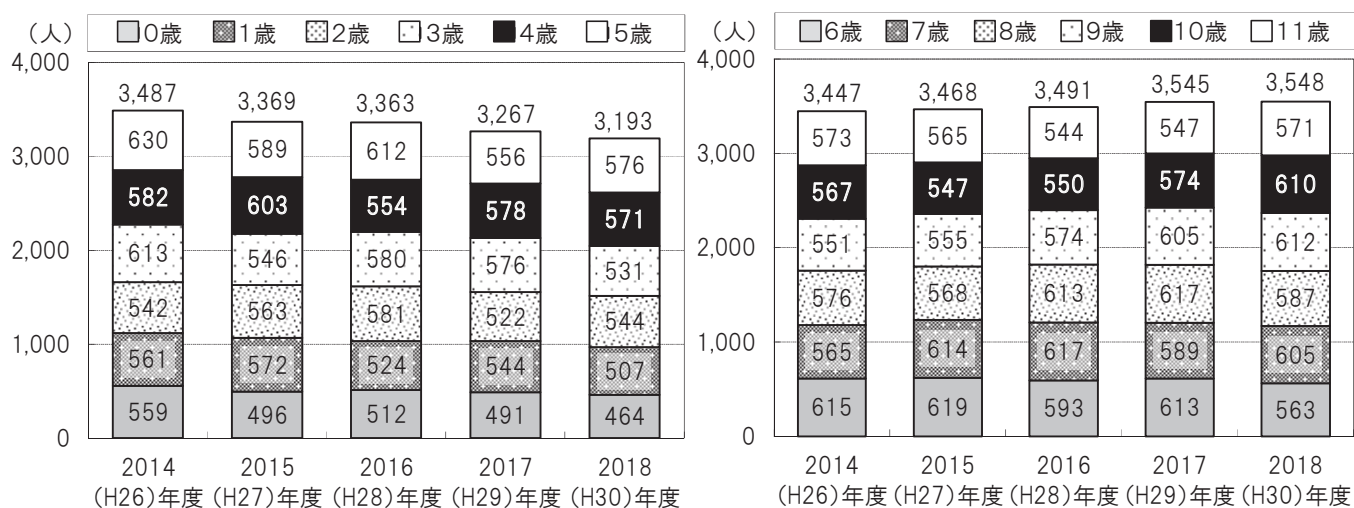
## 第1部 計画策定にあたって

### ③児童人口の推移

小学生以下(0~11歳)の児童の年齢別人口の推移をみると、就学前児童(0~5歳)については2014年の3,487人から2018年には3,193人と減少していますが、小学生児童(6~11歳)については2014年の3,447人から2018年の3,548人と児童人口は増加しています。

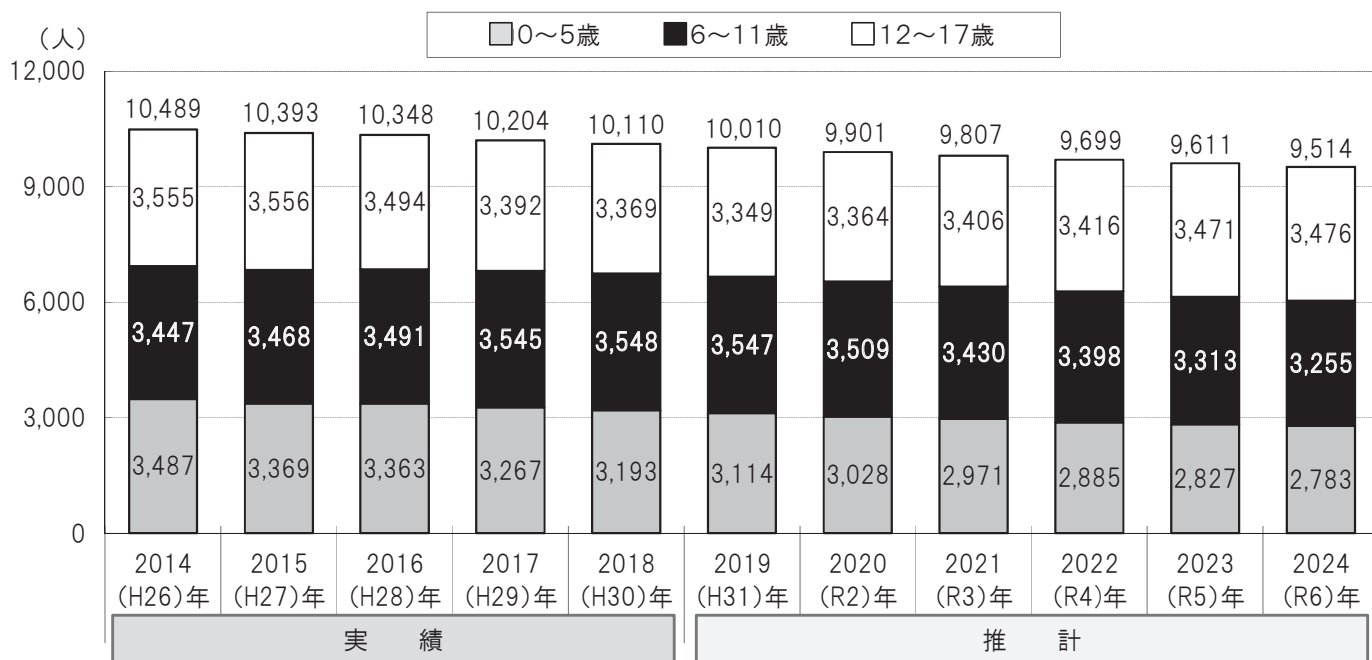
小学生児童は増加していますが、17歳以下の児童人口全体でみると減少傾向にあるため、児童人口の推計をみると、2018年の10,110人から計画の最終年度である2024年までには9,514人まで減少する見込みです。

【児童人口(小学生以下)の推移】



資料 2014~2018年：住民基本台帳(4月1日時点)

【児童人口の推移(実績と将来推計)】



資料 2014~2018年：住民基本台帳(4月1日時点)、2019~2024年：コーホート変化率法による推計値

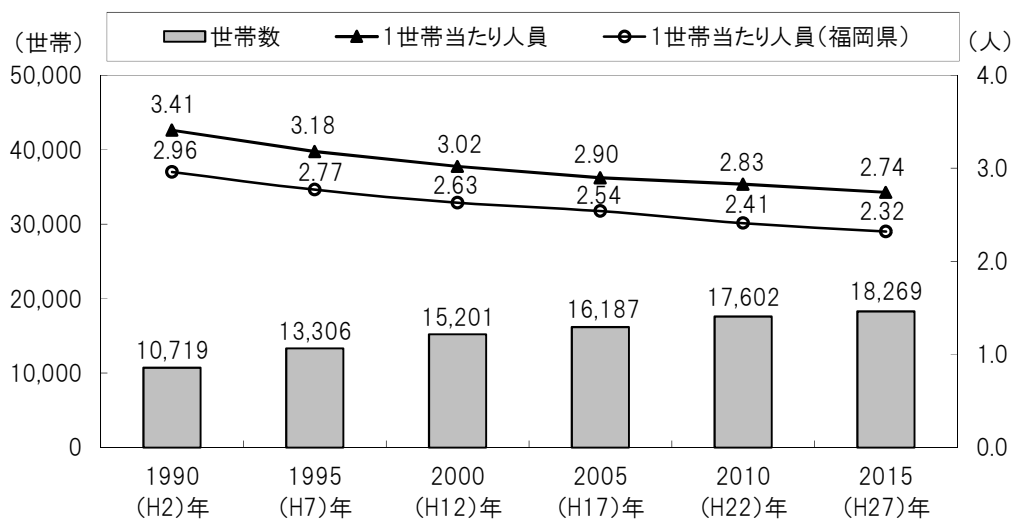


④世帯の動向

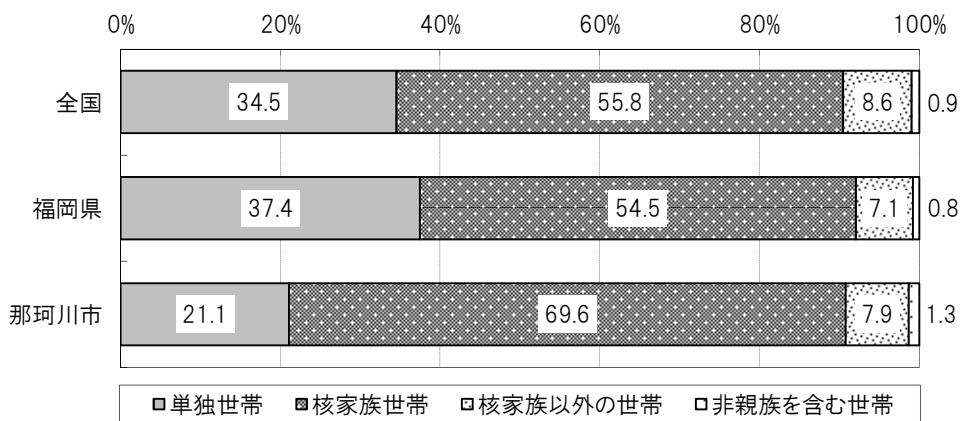
本市の世帯数は増加を続けており、2015年で18,269世帯となっています。1世帯当たり人員は福岡県と比較すると多くなっていますが、1990年の3.41人から2015年の2.74人と世帯規模は縮小しています。

世帯構成（2015年）をみると、核家族世帯が最も多く約7割を占め、単独世帯は2割となっています。全国・福岡県と比較すると、本市においては夫婦と子どもからなる核家族世帯の占める割合が高いことが分かります。

【世帯数・世帯人員の推移】



【世帯構成（2015年）】



	世帯数	単独世帯数	親族のみの世帯				核家族以外の世帯	非親族を含む世帯
			核家族世帯					
			夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども		
全国	100.0%	34.5%	20.1%	26.8%	1.3%	7.6%	8.6%	0.9%
福岡県	100.0%	37.4%	19.1%	25.8%	1.2%	8.3%	7.1%	0.8%
那珂川市	100.0%	21.1%	20.8%	38.7%	1.5%	8.7%	7.9%	1.3%

資料 いずれも国勢調査

## 第1部 計画策定にあたって

### (2) 就業の状況

#### ①男女別就業率

男女別の就業率をみると、男性で 67.3%、女性で 46.9%となっており、いずれも福岡県よりも高い就業率となっています。

【男女別就業率（2015年）】

(単位：人)

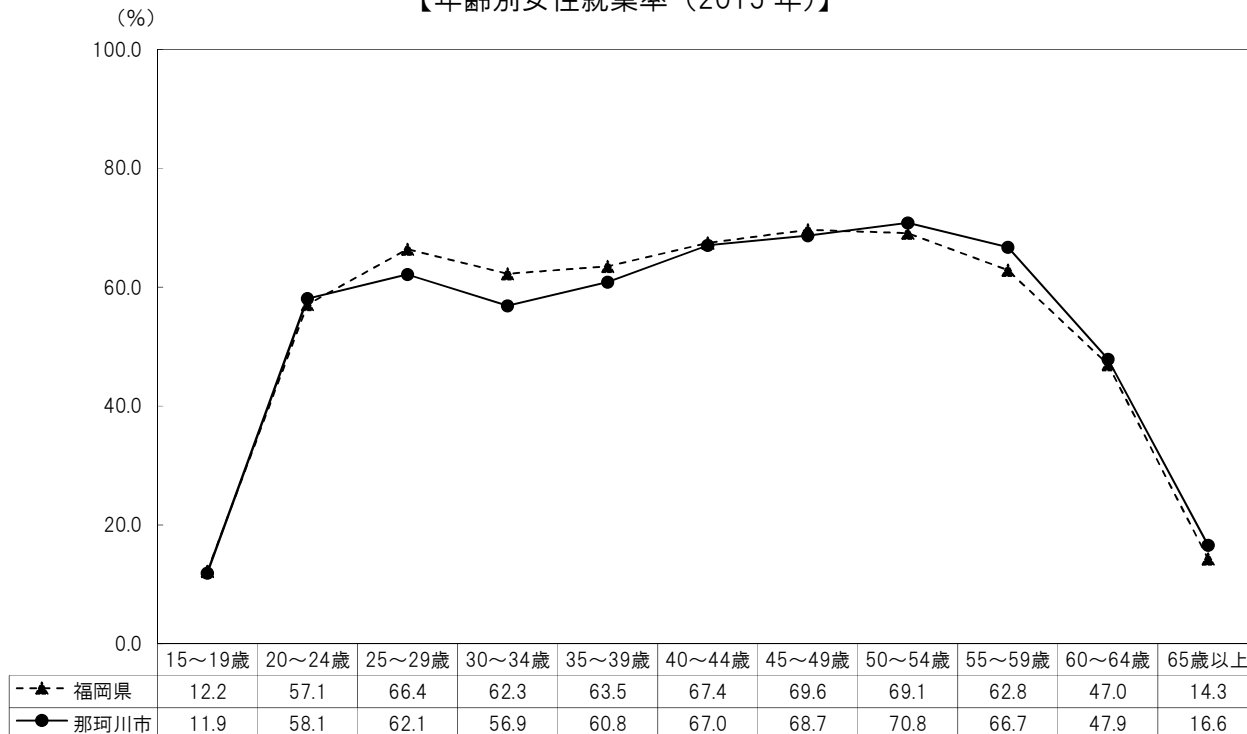
	男 性			女 性		
	総数	就業者数	就業率	総数	就業者数	就業率
福岡県	2,029,235	1,223,148	60.3%	2,333,384	1,030,947	44.2%
那珂川市	19,633	13,219	67.3%	21,581	10,130	46.9%

資料：国勢調査

#### ②女性の就業率

子育てと仕事との両立に関連して、女性の就業率（15歳以上人口に占める就業者数\*）をみてみると、30～34歳の就業率に落ち込みがみられます。福岡県と比較しても、本市においては、結婚・出産期に当たる年代に一旦退職し、育児が落ち着いた時期に再び復職する女性が多いと考えられます。

【年齢別女性就業率（2015年）】



資料：国勢調査

\*「就業者数」とは、賃金、給料、諸手当、内職収入などの収入を伴う仕事を1時間以上した者。なお、家族従業者は、無給であっても仕事をしたとする。また、仕事をしながら、調査週間に仕事をしなかった休業中の者を含む。

(3) 主な教育・保育施設等の状況

①認可保育所の状況

市内には2018年度で7園の認可保育所と、2園の認定こども園、2園の小規模保育施設があります。保育ニーズの高まりに伴い、定員も2013年度の825人から2018年度の1,208人まで、383人の定員増をしています。

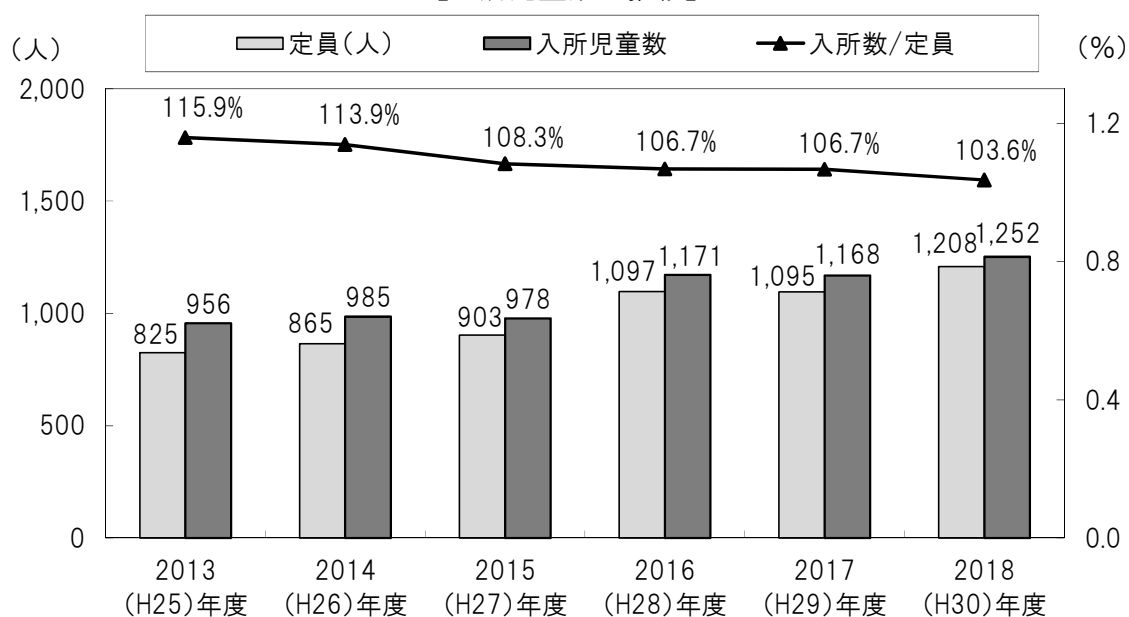
毎年定員を超える児童の受け入れを行っていますが、保育施設及び定員の増加により、大幅な定員超過にならないよう受け入れ体制の確保に努めています。

【認可保育施設の利用状況】

		2013 (H25) 年度	2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度
保育施設数 (か所)		6	6	7	8	8	11
定員 (人)		825	865	903	1,097	1,095	1,208
入所児童 数 (人)	0歳	105	109	91	128	121	139
	1歳	130	144	145	183	179	190
	2歳	156	149	167	207	194	217
	3歳	172	181	181	219	227	229
	4歳	205	192	198	218	226	244
	5歳	188	210	196	216	221	233
	計	956	985	978	1,171	1,168	1,252
	0～2歳	391	402	403	518	494	546
	3～5歳	565	583	575	653	674	706
入所数/定員		115.9%	113.9%	108.3%	106.7%	106.7%	103.6%

資料 2013～2018年：那珂川市 (3月31日時点)

【入所児童数の推移】



## 第1部 計画策定にあたって

### 【認可保育施設別の利用状況】

保育所名	定員	入所児童数	入所数/定員
中央保育所	190	188	98.9%
青葉保育園	165	184	111.5%
青葉保育園（分園）	30	21	70.0%
那珂の森保育園	120	127	105.8%
青葉桐の花保育園	180	188	104.4%
なかがわ保育園	180	218	121.1%
那珂川道善コスモス保育園	200	202	101.0%
地方裁量型認定こども園パティスポーツ幼稚園	30	15	50.0%
幼保連携型認定こども園那珂川第一幼稚園	75	71	94.7%
第二なかがわ保育園（小規模保育施設）	19	19	100.0%
那珂川片縄コスモス保育園（小規模保育施設）	19	19	100.0%
合計	1,208	1,252	103.6%

資料 2019年：那珂川市（3月31日時点）

### ②市内における待機児童の状況

就労を希望する母親の増加などにより、入所希望児童も年々増加しています。定員増及び定員を上回る受け入れを行うことで、待機児童は大きく減少していますが、これを上回る入所希望により現在も待機児童の解消に至っていない状況です。

### 【待機児童数の推移】

	2015 (H27) 年		2016 (H28) 年		2017 (H29) 年		2018 (H30) 年	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月
待機児童数（人）	87	123	0	97	89	132	29	23

資料 保育所等利用待機児童数調査に基づく児童数  
 ※国の待機児童数調査については、4月1日時点、  
 10月1日時点の待機児童数を計数することとしている。

### ③幼稚園の状況

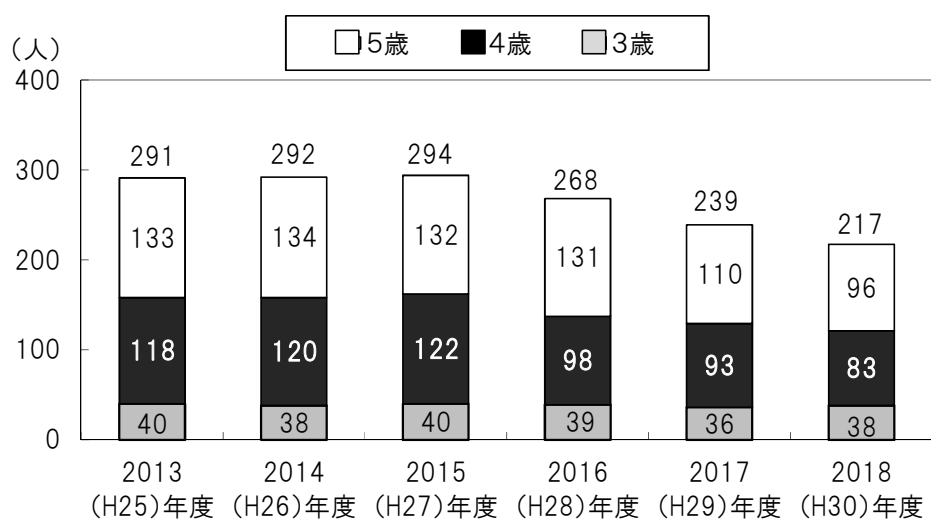
市内には3園の市立幼稚園があります。4歳児と5歳児の園児数が近年減少傾向にあり、2018年度で217人となっています。定員に対する入所児童数も市内3園合計で47.2%と定員を下回っています。

【市立幼稚園の利用状況】

		2013 (H25) 年度	2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度
幼稚園数 (か所)		3	3	3	3	3	3
園児数 (人)	3歳	40	38	40	39	36	38
	4歳	118	120	122	98	93	83
	5歳	133	134	132	131	110	96
	計	291	292	294	268	239	217

資料 2013～2018年：那珂川市（3月31日時点）

【市立幼稚園の園児数の推移】



【市立幼稚園別の利用状況】

幼稚園名	定員	入所児童数	入所数/定員
岩戸幼稚園	140	38	27.1%
南畑幼稚園	70	12	17.1%
岩戸北幼稚園	250	167	66.8%
合計	460	217	47.2%

資料 2019年：那珂川市（3月31日時点）

## 第1部 計画策定にあたって

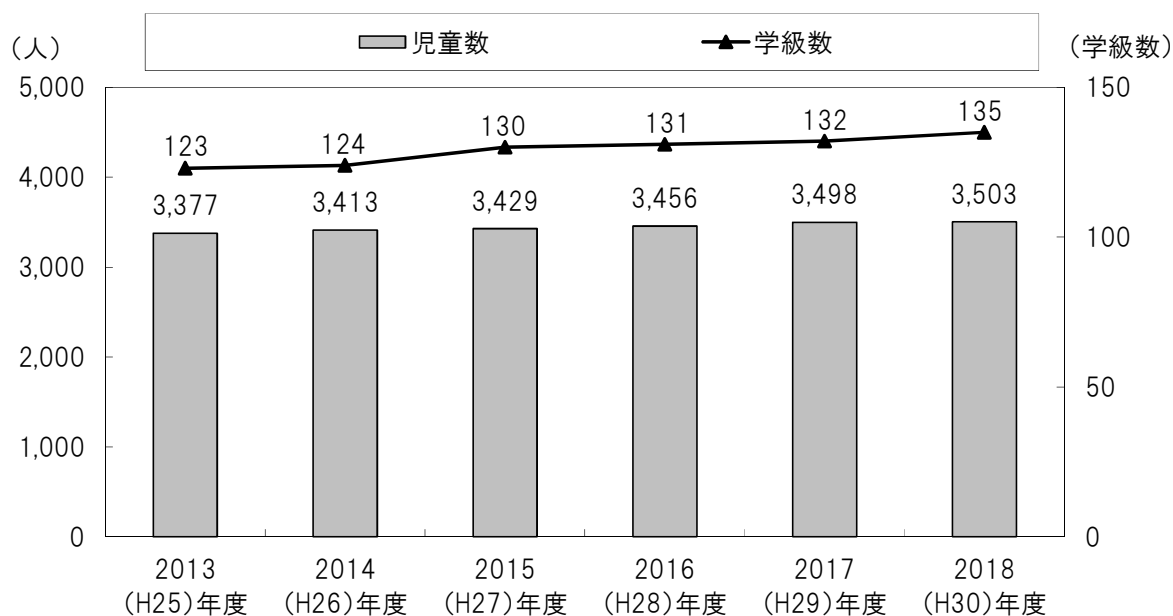
### ④小学校の状況

市内には7か所の小学校があり、児童数・学級数ともに増加傾向にあります。2019年5月時点の児童数は3,489人となっており、学校別にみると、安德北小学校（780人）、岩戸北小学校（759人）、安德南小学校（695人）の順に児童数が多くなっています。

【小学校の児童数の推移】

	2013 (H25) 年度	2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度
児童数（人）	3,377	3,413	3,429	3,456	3,498	3,503
学級数（学級）	123	124	130	131	132	135

資料 2013～2018年：那珂川市（5月1日時点）



【学校別の児童数】

学校名	児童数	学級数	うち
			特別支援学級
南畑小学校	74	8	2
岩戸小学校	223	11	4
岩戸北小学校	759	27	5
片縄小学校	555	23	5
安德小学校	403	15	3
安德北小学校	780	29	6
安德南小学校	695	24	4
計	3,489	137	29

資料 2019年：那珂川市（5月1日時点）

⑤学童保育の状況

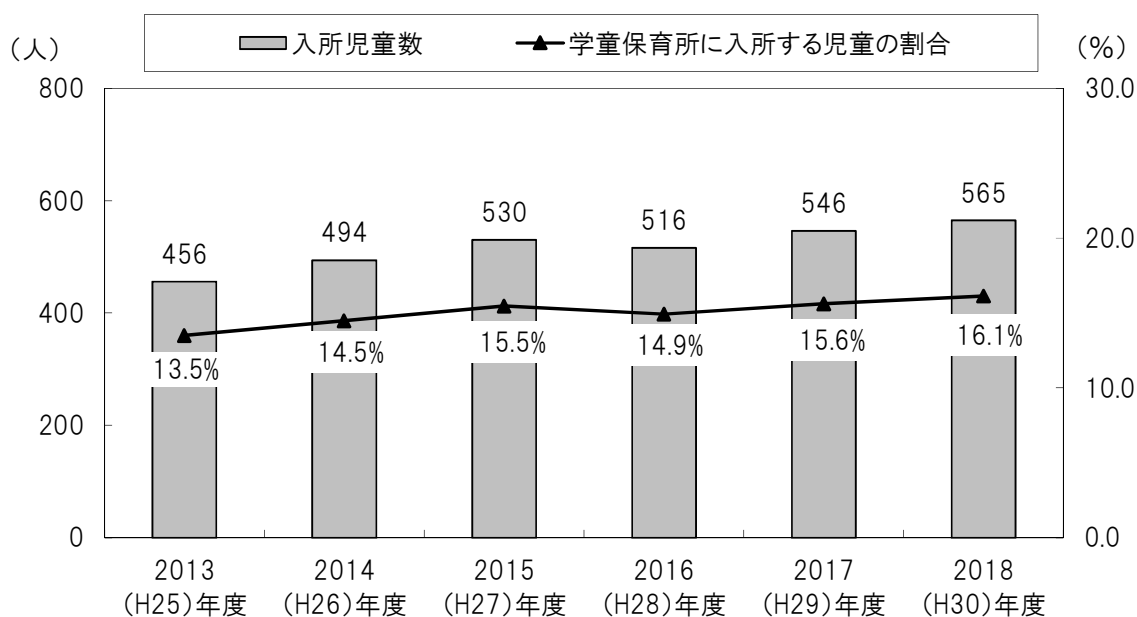
市内7箇所の小学校それぞれに学童保育所を設置しています。学童保育の利用児童数は増加傾向にあり、2018年度には18か所、565人の利用となっています。また、児童数に占める学童保育入所児童の割合も2018年度で16.1%となっています。

学童保育所別にみると、安徳北学童保育所で定員を超える利用となっています。

【学童保育入所児童数の推移】

	2013 (H25) 年度	2014 (H26) 年度	2015 (H27) 年度	2016 (H28) 年度	2017 (H29) 年度	2018 (H30) 年度	
学童数(か所)	11	11	11	11	17	18	
児童数 (人)	低学年	411	443	470	470	488	502
	高学年	45	51	60	46	58	63
	計	456	494	530	516	546	565
入所数/児童数	13.5%	14.5%	15.5%	14.9%	15.6%	16.1%	

資料 2013～2018年：那珂川市（5月1日時点）



【学童保育所別の入所児童数】

学校名	定員	入所児童数	入所数/定員
南畑学童保育所	40	16	40.0%
岩戸学童保育所	80	40	50.0%
岩戸北学童保育所	120	105	87.5%
片縄学童保育所	120	113	94.2%
安徳学童保育所	120	86	71.7%
安徳北学童保育所	120	137	114.2%
安徳南学童保育所	120	98	81.7%
計	720	595	82.6%

資料 2019年：那珂川市（5月1日時点）

## 第1部 計画策定にあたって

### (4) ニーズ調査結果の概要

#### ①調査の目的

「那珂川市次世代育成支援地域行動計画/子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、子育て支援サービスの利用状況をはじめ、保護者の子ども・子育てに関する意向等を把握するため、「現在の利用状況」及び「今後の利用希望」等について、国の基本指針等に基づき、調査を実施しました。

#### ②調査対象と方法等について

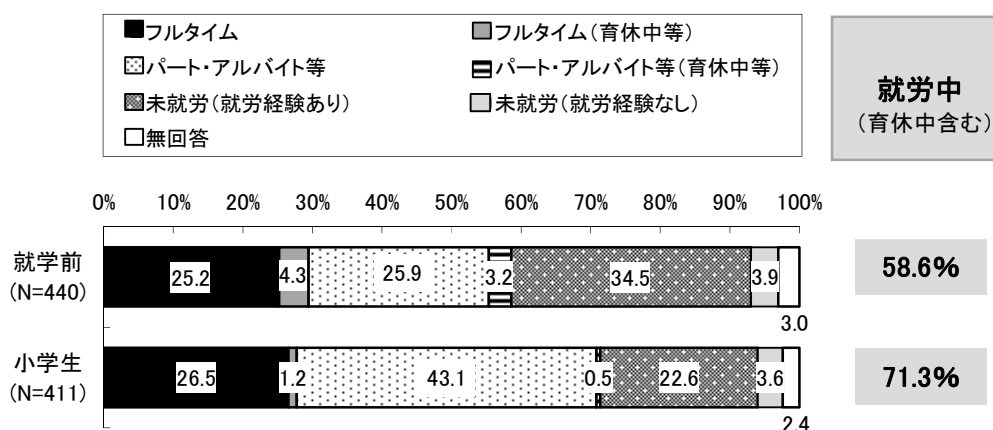
調査の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 子育てに関する実態や意識、ニーズなどを把握し、第2次計画の見直しのための基礎資料とする。</li> </ul>
調査対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 就学前児童（0～5歳）の保護者 1,000名</li> <li>▶ 小学生児童（1～6年生）の保護者 1,000名</li> </ul>
調査手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 郵送配布・郵送回収</li> </ul>
調査期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 平成31年2月26日（火）～3月12日（火）</li> <li>※ 4月9日までに到着した調査票まで集計に含む</li> </ul>
回収数	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 就学前児童 441サンプル（回収率44.1%）</li> <li>▶ 小学生児童 416サンプル（回収率41.6%）</li> </ul>

#### ③主な調査結果

##### (1) 母親の就労状況

母親の就労状況は、フルタイム・パートアルバイトなど、就労している人が約6割となっています。また、子どもが小学生になると保護者の就労率も高まる傾向にあり、特にパート・アルバイトの割合が増えています。

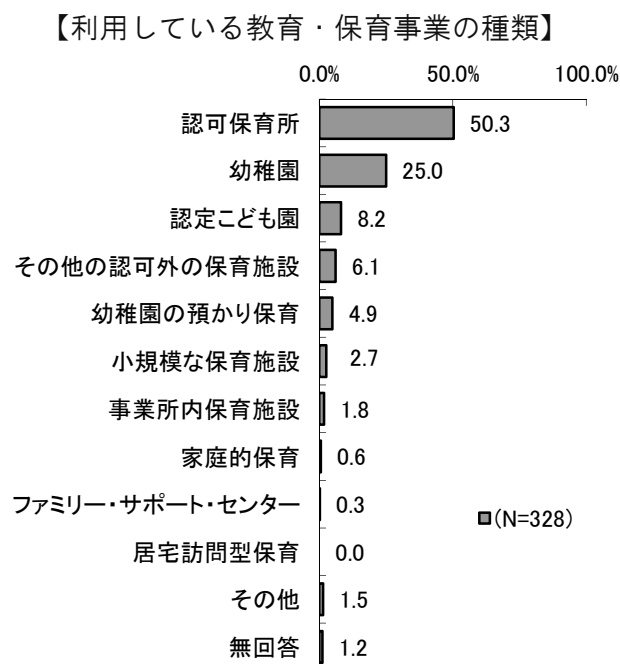
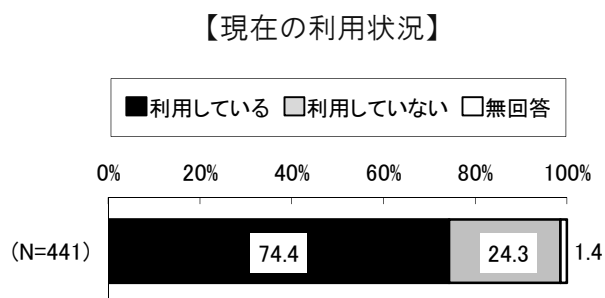
【母親の就労状況】



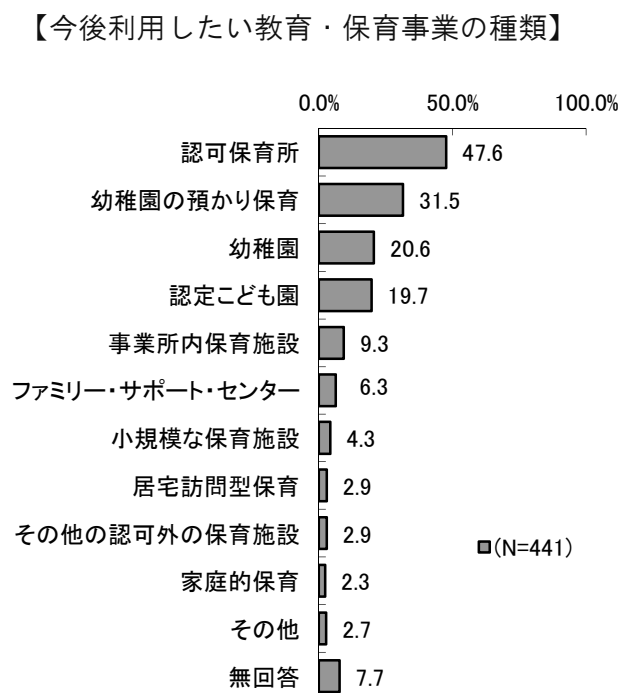


(2) 定期的な教育・保育事業の利用状況

就学前児童の74.4%が、幼稚園・保育所などを平日定期的にご利用しており、保護者が利用している事業の種類をみると、「認可保育所」(50.3%)が最も多く、「幼稚園」(25.0%)、「認定こども園」(8.2%)の順に続いています。



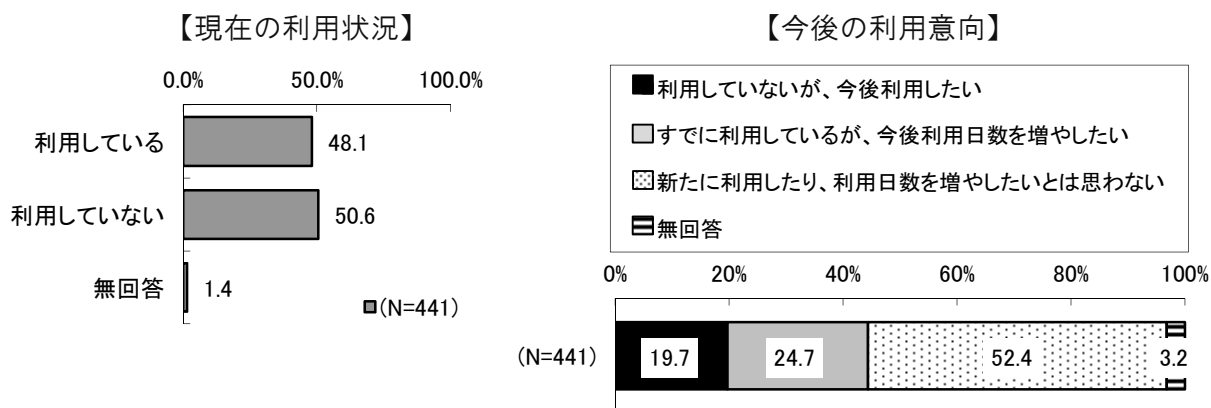
現在の利用状況と同様に、今後利用したい教育・保育事業についても、「認可保育所」(47.6%)、「幼稚園の預かり保育」(31.5%)、「幼稚園」(20.6%)、「認定こども園」(19.7%)の順で利用意向が高くなっています。



## 第1部 計画策定にあたって

### (3) 地域子育て支援事業の利用状況（ふれあいこども館）

地域子育て支援事業の現在の利用状況について、「利用していない」が5割、「利用している」は5割弱となっています。一方、今後の利用意向では「利用していないが、今後利用したい」(19.7%)と「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」(24.7%)をあわせた4割以上の利用意向が見受けられます。

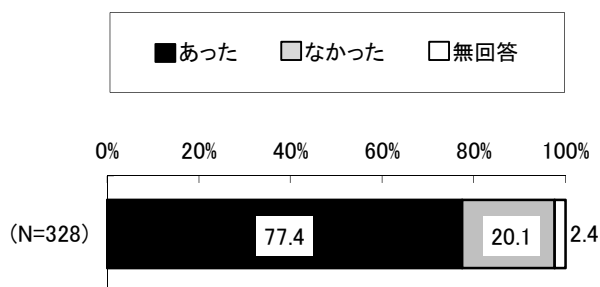


### (4) 病児・病後児保育の利用状況

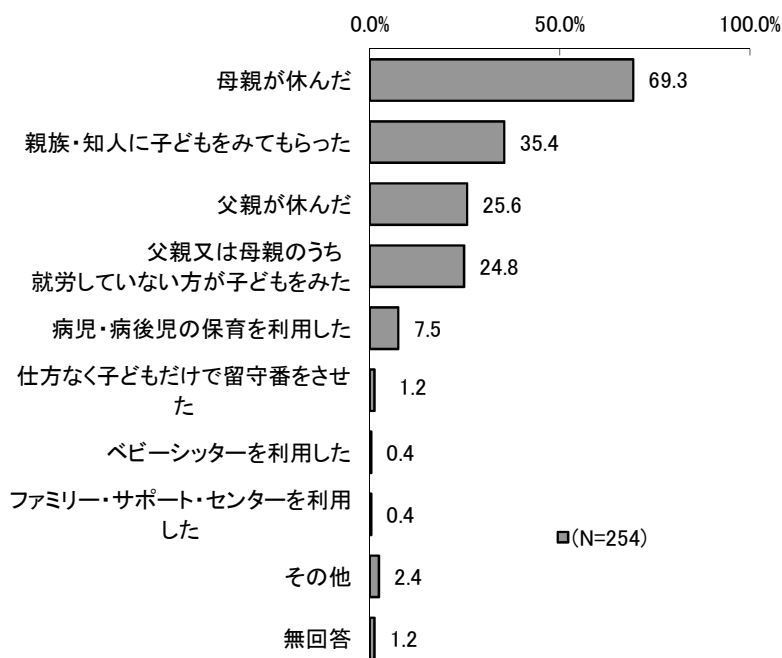
平日、定期的に幼稚園や保育所を利用している就学前児童保護者の8割弱は、この1年間に子どもの病気等のために幼稚園や保育所を休んだ経験があります。

休んだ時の対処方法としては、「母親が休んだ」(69.3%)、「親族・知人に子どもをみてもらった」(35.4%)の順に多く、「病児・病後児の保育を利用した」は7.5%となっています。

#### 【子どもの病気等で幼稚園や保育所を休んだ経験】



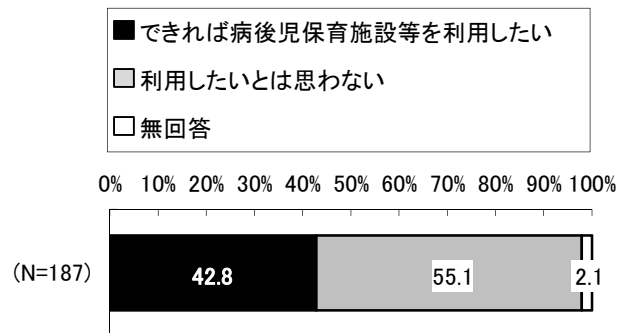
#### 【幼稚園や保育所を休んだ時の対処法】



## 第1部 計画策定にあたって

子どもが病気等で幼稚園や保育所を休んだときの対処法として、父母が仕事を休んだ人のうち、病児・病後児保育を『できれば利用したい』と感じている人が4割強を占めています。

【病児・病後児保育の利用意向】

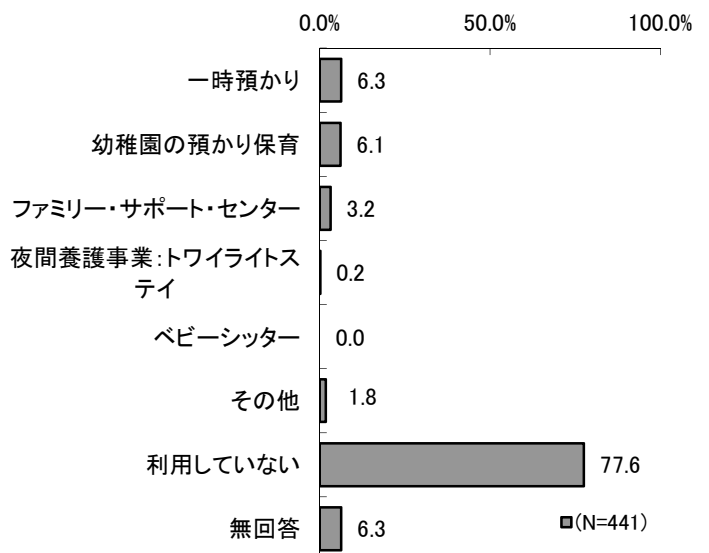


### (5) 一時預かり等の利用状況と利用意向

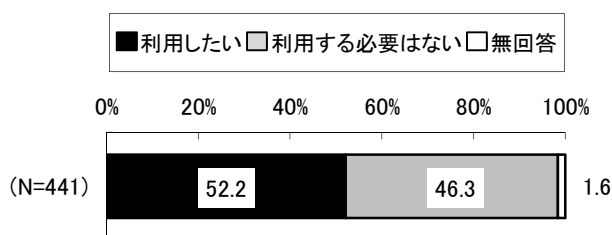
幼稚園や保育所等の不定期な一時預かりの利用については、「利用していない」が8割弱を占めています。

今後の利用意向をみると、「利用したい」が52.2%、利用希望者の利用目的では、「私用やリフレッシュ目的」(63.9%)、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」(60.9%)、「不定期の就労」(27.4%)の順に高くなっています。

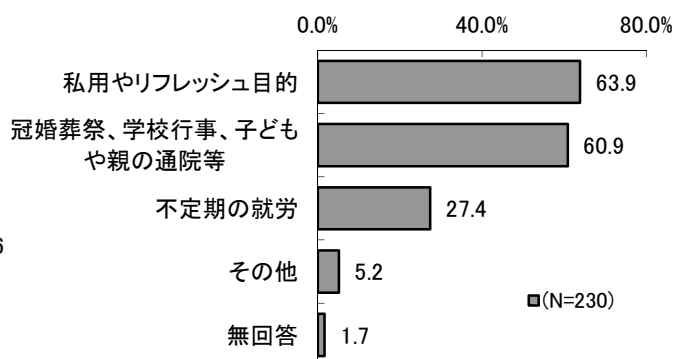
【一時預かり等の利用状況】



【一時預かり等の利用意向】



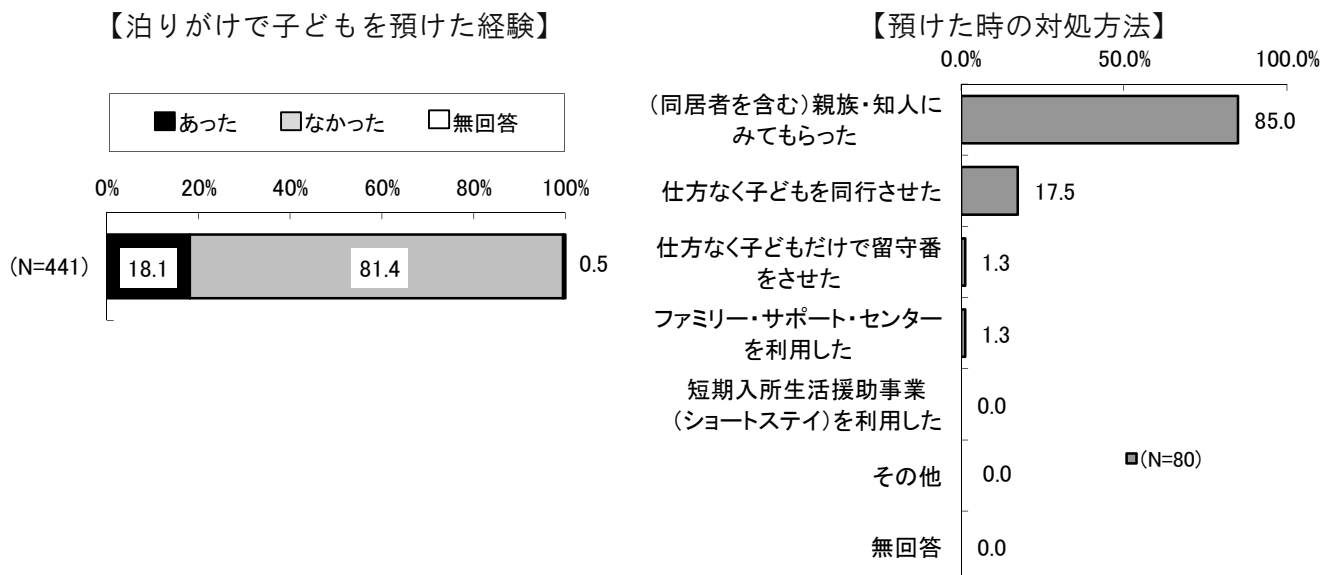
【利用希望者の利用目的】



## 第1部 計画策定にあたって

### (6) ショートステイの利用状況

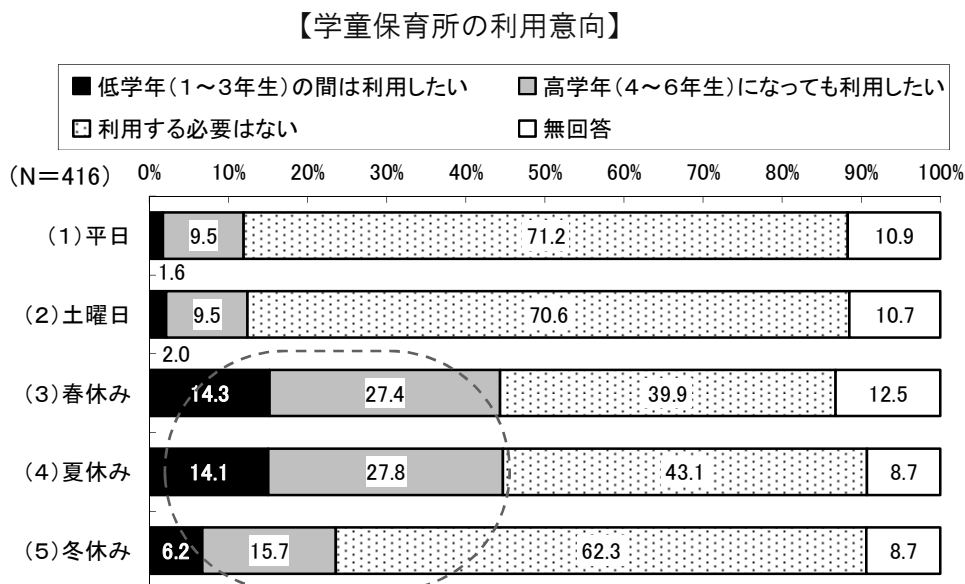
就学前児童保護者の2割弱は、この一年間に泊りがけで子どもを家族以外に預けなければならなかった経験があり、その際の対処方法としては、「(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」(85.0%)が8割台半ばで最も高くなっています。



### (7) 放課後児童健全育成事業(学童保育所)の状況

小学生児童保護者に学童保育所の利用意向を尋ねたところ、平日、土曜いずれも「利用する必要はない」が7割と最も多くなっています。

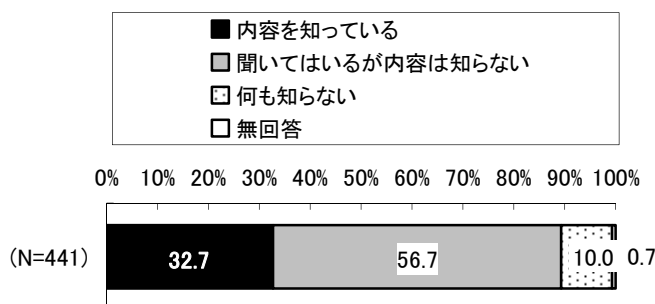
ただし、春休みや夏休みなどの長期休暇中の学童保育所の利用意向は高く、低学年時だけでなく、長期休暇中に限っては高学年になっても利用したいとする保護者が多いことが分かります。



(8) 幼児教育・保育の無償化について

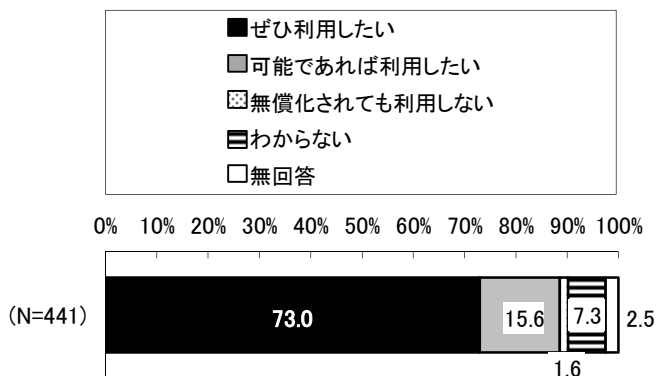
令和元年度10月より、3～5歳までのすべての子ども及び0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園・保育園・認定こども園の費用の無償化が開始されます。この無償化の認知度について尋ねたところ、知っている・聞いたことがある人があわせて9割弱となっていますが、無償化の内容までは知らない人が多くなっています。

【無償化の認知度】



保育所や幼稚園の利用有無にかかわらず、無償化後の教育・保育サービスの利用意向を尋ねたところ、利用したいとする人が9割弱を占め、今後の教育・保育サービスの利用ニーズは高まると予想されます。

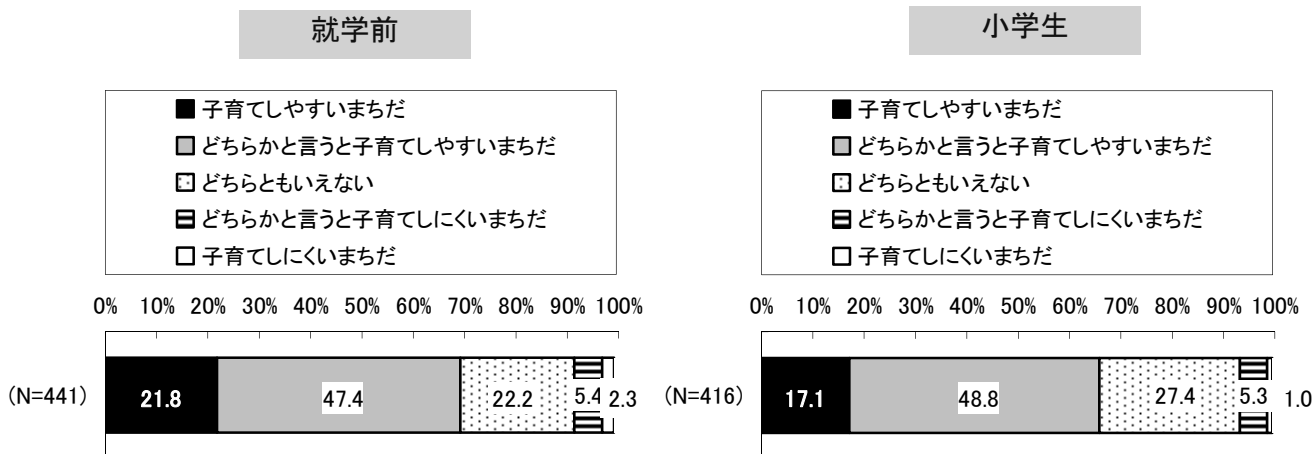
【無償化後のサービス利用意向】



(9) 市の子育て支援に対する満足度

那珂川市を「子育てしやすいまちだ」「どちらかという子育てしやすいまちだ」と回答した人の割合は、就学前児童の保護者で69.2%、小学生児童の保護者で65.9%と、比較的に子育てしやすいまちとの評価が多くなっています。

【市の子育て支援に対する満足度】



## 4 那珂川市の子ども・子育て支援施策の課題

---

### (1) 教育・保育施設の充実

本市の就学前児童数は減少傾向にありますが、保育所を利用する児童は増えていきます。ニーズ調査結果においても、保育所の利用ニーズは高く、また母親の就業率も上昇傾向にあるため、今後もニーズ量に見合うだけの質・量両面での事業量の確保が必要です。

### (2) 地域における子ども・子育て支援の充実

本市では、すべての家庭が地域で安心して子どもを産み、子育てできるよう、様々な子育て支援サービスを実施しています。保育所や幼稚園などの定期的な教育・保育事業をはじめ、地域の子育て支援拠点として「ふれあいこども館」における子育て中の親子の交流や育児相談、病児・病後児保育、一時預かり、ショートステイ、ファミリー・サポート・センター事業など、子育て家庭の支援に努めていますが、事業によっては利用者が少なく、適切な利用につながっていない状況も見受けられます。

一方、放課後児童健全育成事業（学童保育所）については、毎年利用者が増えており、学童保育所によっては定員を超える利用となっています。特に、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中での利用希望が多いため、ニーズに応じた児童の受入れと、指導員の確保も必要です。

### (3) 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

ニーズ調査において、地域で子どもへの虐待を見聞きした経験について尋ねたところ、就学前児童で7%、小学生児童で約1割が該当しています。また、見聞きした経験のある人に、どのような対応をとったか尋ねたところ、「自分の家族や親族に相談した」、「特に何もしなかった」とする家庭が多く、早期発見・早期介入の難しさが浮き彫りとなっています。

児童虐待は、子どもの人権を侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすため、こども総合相談窓口や子どもの心配事相談、要保護児童対策連絡協議会、乳児家庭全戸訪問事業などを活用して、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に努めるとともに、虐待を受けた子どもや関係者に対するサポート体制を充実していく必要があります。

また、近年、発達障がいなど特別な配慮を要する子どもが増加傾向にあると言われており、障がい児に対する支援についても考える必要があります。ニーズ調査におい

でも、発育や発達に関する心配事が多く挙げられていることから、障がい児に対する各種サービスの充実とともに、発育・発達の確認や健康の障がいとなる要因の早期発見の継続実施、関係機関と連携した療育指導等の充実が必要です。

### (4) 安全・安心な子育て環境の充実

子どもは成長とともに、通学路や公園など一人で行動する範囲が広がるため、子どもが交通事故に巻き込まれたり、登下校中や外で遊んでいる際に犯罪被害に遭うなどのケースが問題視されています。

安全・安心な子育て環境づくりを進めるにあたっては、交通安全対策や防犯対策は欠かせない取り組みであり、現在実施されている交通安全教室・防犯教室等の開催への支援の継続実施とともに、犯罪から子どもを守る体制の整備が必要です。また、子どもの安全対策として、保護者、地域住民、そして子ども自身が危機管理の意識を持つことも必要です。

### (5) 子育てにかかる費用の負担軽減

ニーズ調査において、経済的な家庭の暮らしの状況を尋ねたところ、「やや苦しい」「大変苦しい」と回答した保護者の割合は、就学前児童保護者で3割、小学生児童保護者で2割が該当しています。

令和元年10月より教育・保育の無償化が開始されるなど、経済的負担感はやや減少すると考えられますが、無償化の内容に関する認知度は未だ低い状況です。

貧困に追い詰められた親が虐待や育児放棄に至るケースも指摘されているため、すべての親と子どもが安心して暮らしていけるように、精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制を充実していくことが求められています。

## 第1部 計画策定にあたって



## 第2部 計画の基本的考え方

- 1 基本理念
- 2 基本目標
- 3 施策の体系
- 4 主要施策の方向
- 5 家庭・地域・事業者・行政の役割



## 第2部

## 計画の基本的考え方

### 1 基本理念

#### 親・子・地域がともに育つ那珂川市を目指して ～すべての子どもたちが笑顔で成長していくために～

那珂川市は、子どもの出生率が県平均よりも高いという特徴があります。このように、他自治体に比べれば少子化の進行が遅い那珂川市においても、子育て不安の増加をはじめ、自然とのふれあいや世代間交流等を子ども自身も体験する機会が減少していることなど、全国的に指摘されている子育てを取り巻く様々な問題は例外ではありません。

さらに、同じ市内でも、地域によって子どもの数や子育て環境が大きく違うこと、また、福岡都市圏の住宅地として成長してきた市として、転入者の子育ての孤立化や都市化による子どもの遊び場の減少などで、子育てや子どもの成長に関する市独自の課題もでてきています。

また、このような近年の社会環境等の変化により顕在化してきた課題のほかにも、男女共同参画の推進や一人ひとりの個性を伸ばすための子育て環境の整備、あらゆる差別を解消するための人権教育の推進などを図っていく必要があります。

さらに、子ども・子育て支援新制度において、すべての子どもたちが笑顔で成長できる環境やすべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられる仕組みを構築していく必要があるため、教育・保育の量的拡大・確保や地域子ども・子育て支援の充実などが求められます。

今後の那珂川市にとっては、このような子どもと子育てに関する課題の解消に地域全体で取り組み、子育てをしている保護者や、市で育っていく子どもたちが、安心して快適に生活できるまちづくりを進めていくことが大切です。

このような視点に立って、この計画の基本理念を「親・子・地域とともに育つ那珂川市を目指して～すべての子どもたちが笑顔で成長していくために～」とし、計画を推進します。

## 2 基本目標

---

### 『子育て』の視点から

#### 【基本目標1】

#### 安心して子どもを産み育てるための環境づくり

安心して子どもを産み、いきいきと楽しく子育てができるように、親子の健康づくりをはじめ、子育て不安を解消する仕組みづくりや、子育て家庭の生活基盤を支える仕組みづくりを進めます。

### 『子育て』の視点から

#### 【基本目標2】

#### 子どもが健やかに育つための体制づくり

すべての子どもたちが健やかに育つための体制をつくるために、子どもの人権を守り、人権を大切に子どもを育てる教育を推進します。また、すべての子どもたちがそれぞれの個性に応じて健やかに成長できるように、子どもの個性と可能性を伸ばすための教育や療育の推進、地域で様々な体験ができるまちづくりを目指します。

また、子ども・子育て支援新制度の観点から、待機児童を減らして、子育てをしやすいまちを目指します。

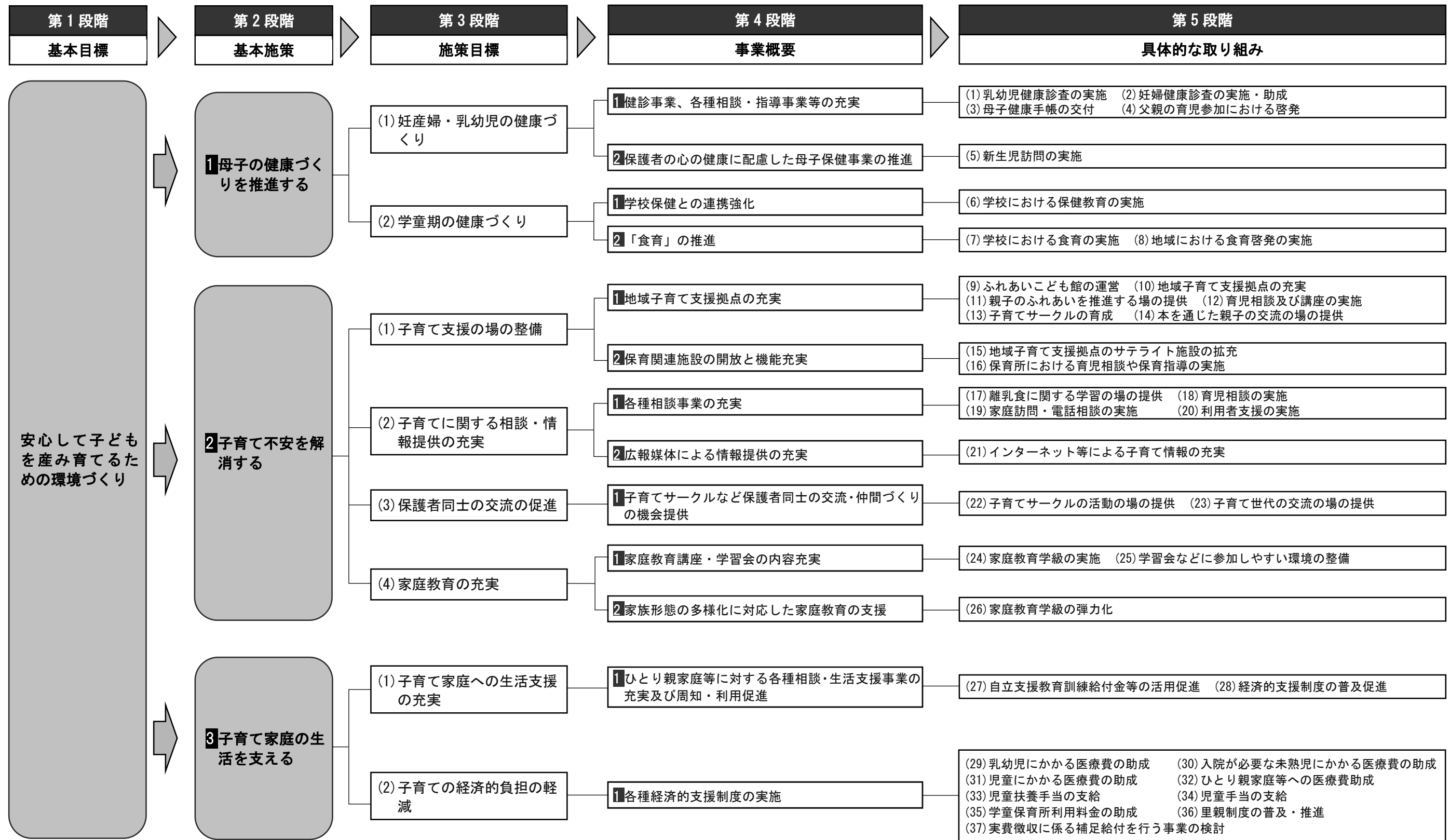
### 『地域づくり』の視点から

#### 【基本目標3】

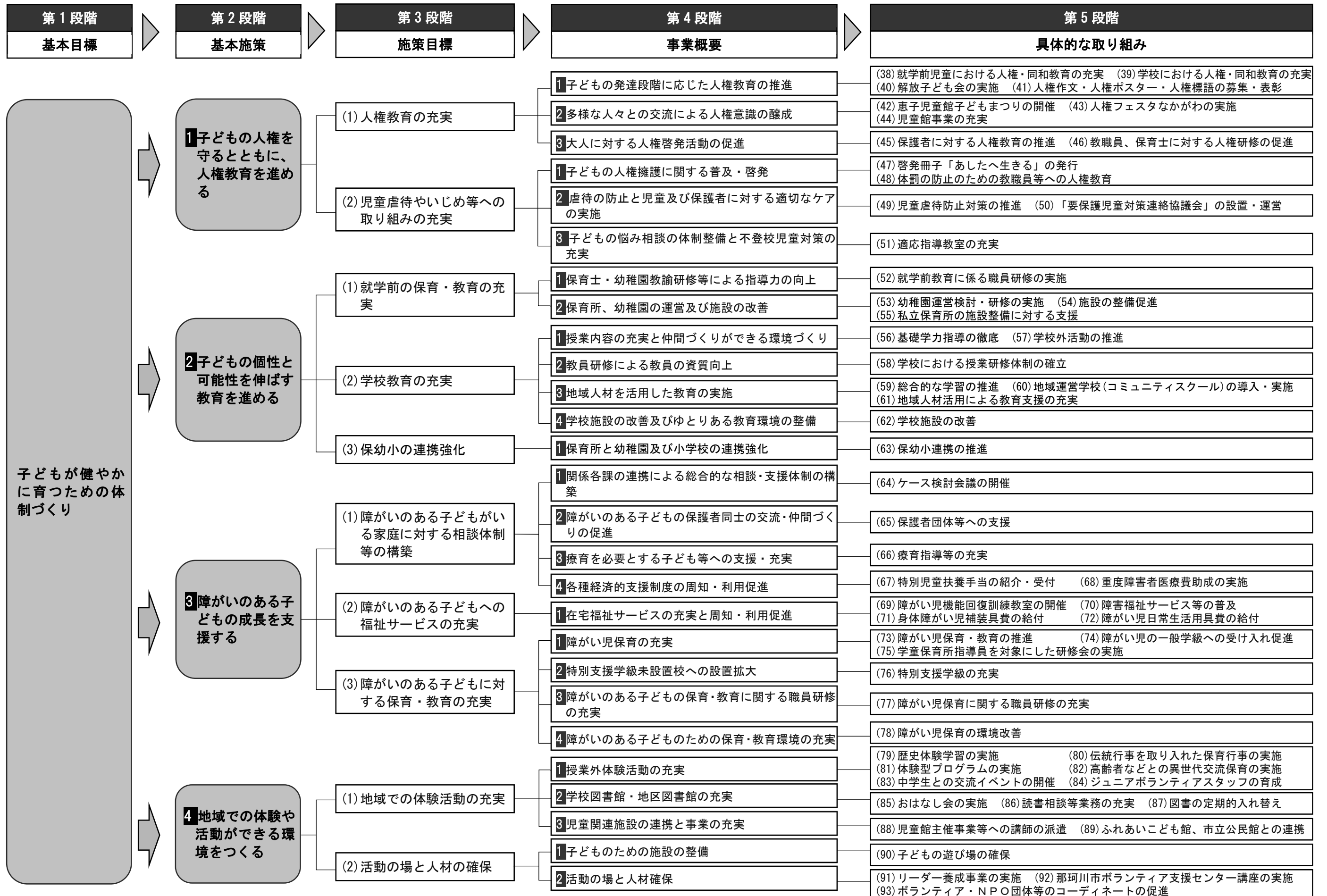
#### 子育て家庭を支えるための地域づくりの推進

次世代を担う子どもたちを社会全体で育てていくという考え方のもと、子育てにおける男女共同参画の推進をはじめ、子育てと仕事の両立のための支援や地域における子育て支援意識の醸成と高揚を図ります。

3 施策の体系

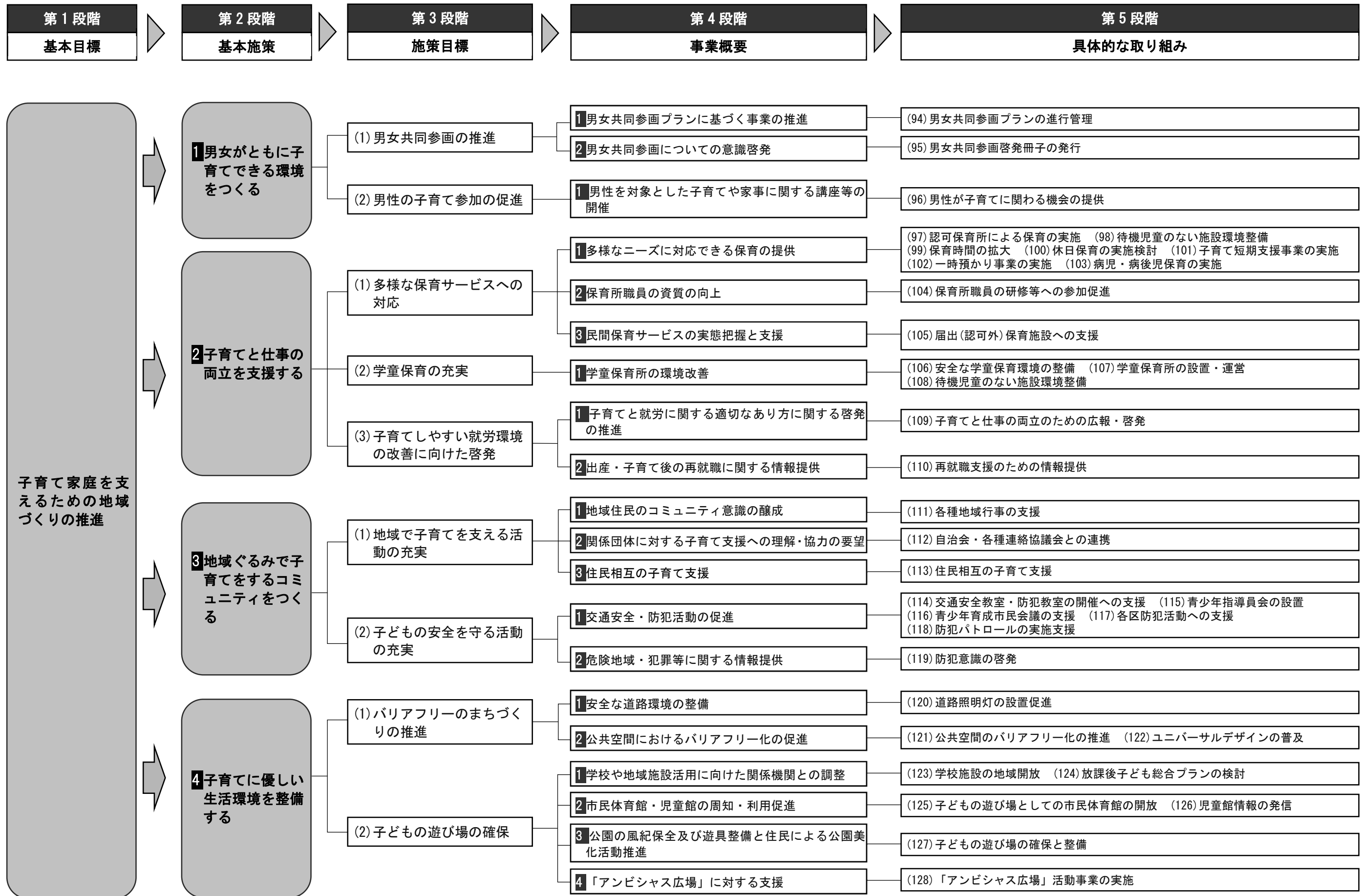














## 4 主要施策の方向

## 基本目標1 安心して子どもを産み育てるための環境づくり

## (1) 母子の健康づくりを推進する

健康であることは、生活する上での基本であり、とりわけ子どもの健康は、乳児期・学童期を問わず親にとって最も関心がある問題の一つです。

しかし、少子化の影響もあり、親の世代が子どもと接する機会が減少したことや、近所づきあいが希薄になっていることもあり、多くの母親が出産における母体の健康維持に関することをはじめ、子どもの健康に関しての知識や対応の経験が乏しく不安を抱えています。

このようなことから、出産による母子の健康を維持するために、出産に関する健康相談や情報提供、健診の充実や健診費用の負担の軽減など、出産に伴う母子の健康づくりを推進し、乳幼児期から学童期まで、一貫した支援体制の構築を目指します。

## ①妊産婦・乳幼児の健康づくり

1)健診事業、各種相談・指導事業等の充実		
1	乳幼児健康診査の実施 【健康課】	4か月、10か月、1歳6か月、3歳児健診では、問診・身体計測・診察・保健指導・栄養指導などを行います。1歳6か月、3歳児については、歯科健診と歯科保健指導も行います。1歳児健診では、保護者の歯科健診・集団健康教育・保健指導・栄養指導・歯科指導を行い、保護者への育児支援と疾病や異常の早期発見及び予防を図ります。
2	妊婦健康診査の実施・助成 【健康課】	妊婦の健康保持・増進のため、問診・診察・血液検査・尿検査及び超音波検査を実施していきます。また、出産にかかる経費負担を軽減するために、妊婦一般健診にかかる費用を助成します。
3	母子健康手帳の交付 【健康課】	妊産婦が安心して出産、育児ができることを目的に、母子健康手帳を交付します。また、妊婦の健康状態を把握し妊娠早期から支援するために、アンケートを実施します。
4	父親の育児参加における啓発 【健康課】	妊娠・出産・育児について、母親と父親が一緒に学んでいけるようパンフレットや父子健康手帳を配布します。

## 第2部 計画の基本的考え方

2)保護者の心の健康に配慮した母子保健事業の推進		
5	新生児訪問の実施 【健康課】	妊産婦、乳幼児の健康保持・増進のため、身体状況及び生活環境等を把握し、日常生活に関する保健指導や情報提供を行います。また、産後うつ予防のためのアンケートを実施し、相談や情報提供を行います。

### ②学童期の健康づくり

1)学校保健との連携強化		
6	学校における保健教育の実施 【学校教育課】	児童、生徒の健康保持増進を図るため、学校において養護教諭などによる保健指導を行います。

2)「食育」の推進		
7	学校における食育の実施 【教育総務課】	偏食や欠食をする子どもをなくし、体力、学力の向上に資するため、各学校において食に関する指導計画を策定し、栄養教諭・学校栄養職員を中心に食育を推進していきます。
8	地域における食育啓発の実施 【健康課】	地域における健康の保持増進を図るため、健診や教室を通して食生活の大切さを啓発していきます。

## (2) 子育て不安を解消する

福岡市と隣接している本市は、子育て世帯の転入も多くみられます。以前から那珂川市に住んでいる人も含め、特に転入者は地域のつながりが弱いため、子育てにおいて孤立してしまい、子育てに不安を感じてしまいがちです。そして、心身を患い子育てに自信を失ったり、児童虐待につながってしまうケースも見られます。

このようなことから、これから出産をしようとする親や子育て中の親が集まり、情報交換や交流を行える場や機会を確保するとともに、子育てに関する様々な相談や情報提供、講座を充実することで、子育てに対する不安の解消を図ります。

また、子育てに関する情報を入手しやすくなるよう、インターネットなどによる情報提供体制の充実に努めます。

### ①子育て支援の場の整備

1)地域子育て支援拠点の充実		
9	ふれあいこども館の運営 【こども応援課】	地域子育て支援拠点として、ふれあいこども館を運営します。あわせて、幼児・児童に遊びの場を提供する等、児童館としても運営します。

## 第2部 計画の基本的考え方

10	地域子育て支援拠点の充実 【こども応援課】	子育て支援サービスの機能的な充実を図るため、地域の子育てサロンと連携し、子育て親子の支援を行います。
11	親子のふれあいを推進する場の提供 【こども応援課】	親子の絆を深めるため、親子で一緒に触れ合うことができる場を提供し、保育士などにより触れ合い方の指導を行います。
12	育児相談及び講座の実施 【こども応援課】	親が抱く子育ての不安を解消するため、保育士などによる育児相談及び講座を実施します。
13	子育てサークルの育成 【こども応援課】	子育てをしている親同士でつくるサークル活動を活発にするため、サークル活動に役立つ情報を提供するなど、育成を支援します。
14	本を通じた親子の交流の場の提供 【こども応援課】	本を通じて、親子の絆を深めるため、乳児とその保護者を対象にしたブックスタート事業を行います。

<b>2)保育関連施設の開放と機能充実</b>		
15	地域子育て支援拠点のサテライト施設の拡充 【社会教育課】	社会教育施設において子育て支援に関する図書、ビデオ等の貸し出しを実施します。
16	保育所における育児相談や保育指導の実施 【子育て支援課】	保育所に入所していない乳幼児と保護者を対象に、認可保育所で保育所体験や保育についての助言・指導、育児相談などを行います。

### ②子育てに関する相談・情報提供の充実

<b>1)各種相談事業の充実</b>		
17	離乳食に関する学習の場の提供 【健康課】	乳児の保護者や出産前後の保護者を対象に、離乳食について学べる場として、保健師・管理栄養士による離乳食教室を行います。
18	育児相談の実施 【健康課】	保護者の育児不安を解消するため、保健師・管理栄養士・助産師が発達に応じた保健指導、栄養指導を行います。
19	家庭訪問・電話相談の実施 【こども応援課】【健康課】	子育てに関する保護者の悩みや乳幼児に対する保健・栄養指導や諸制度の活用方法の助言を行うため、家庭児童相談員や保健師等による家庭訪問や電話相談を実施します。
20	利用者支援の実施 【こども応援課】	子どもや保護者からの子育て支援に関する施設・事業等の利用についての相談に応じ、情報の集約・提供や助言、その他の援助を実施します。また、必要に応じ、関係機関との連絡調整等も行います。

## 第2部 計画の基本的考え方

2) 広報媒体による情報提供の充実		
21	インターネット等による子育て情報の充実 【こども応援課】	ホームページや子育て情報サイト、子育て情報誌に子育てに関する情報を掲載し、内容の充実を図っていきます。

### ③ 保護者同士の交流の促進

1) 子育てサークルなど保護者同士の交流・仲間づくりの機会提供		
22	子育てサークルの活動の場の提供 【こども応援課】	子育てサークルを支援するため、活動場所としてふれあいこども館や保健センター、地区公民館など、公共施設を提供します。
23	子育て世代の交流の場の提供 【こども応援課】【人権政策課】	子育て中の保護者の孤立化を防止するため交流の場を提供します。

### ④ 家庭教育の充実

1) 家庭教育講座・学習会の内容充実		
24	家庭教育学級の実施 【社会教育課】	子育てについて学習し、良好な親子関係や家庭環境をつくるため、家庭教育学級を実施します。
25	学習会などに参加しやすい環境の整備 【社会教育課】	託児環境の普及など、保護者が学習会などへ参加しやすい環境をつくれます。

2) 家族形態の多様化に対応した家庭教育の支援		
26	家庭教育学級の弾力化 【社会教育課】	チラシや広報紙による研修の周知をおこないます。

(3)子育て家庭の生活を支える

ひとり親家庭や経済的に著しく困窮している家庭など安定した生活を送ることが困難な家庭に対し、安心して子育てができるように生活支援や国や県における経済的支援のもと、市の実情に応じ支援体制を整え、子どもの健全な育成を目指します。

①子育て家庭への生活支援の充実

1)ひとり親家庭等に対する各種相談・生活支援事業の充実及び周知・利用促進		
27	自立支援教育訓練給付金等の活用促進 【こども応援課】	母子家庭の母親及び父子家庭の父親の就労を支援するため、自立支援教育訓練給付金等の活用を促進します。
28	経済的支援制度の普及促進 【こども応援課】	経済的に困窮するひとり親家庭等に対し、福岡県の貸付制度などの紹介や活用をサポートします。

②子育ての経済的負担の軽減

1)各種経済的支援制度の実施		
29	乳幼児にかかる医療費の助成 【市民課】	子育てにかかる保護者の経済的な負担を軽減するとともに、乳幼児の医療受診を促進し、健やかな育成を支援するため、乳幼児にかかる医療費の一部を助成します。
30	入院が必要な未熟児にかかる医療費の助成 【市民課】	子育てにかかる保護者の経済的な負担を軽減するとともに、乳児の健全な育成を図るため、乳児にかかる医療費の一部を助成します。
31	児童にかかる医療費の助成 【市民課】	子育てにかかる保護者の経済的な負担を軽減するとともに、児童の医療受診を促進し、健やかな育成を支援するため、児童にかかる医療費の一部を助成します。
32	ひとり親家庭等への医療費助成 【市民課】	ひとり親家庭の経済的な負担を軽減するとともに、ひとり親世帯の家族の医療受診を促進し、健全な家庭環境の育成を支援するため、ひとり親家庭にかかる医療費の一部を助成します。
33	児童扶養手当の支給 【こども応援課】	児童扶養手当法に基づく経済的支援を通じてひとり親家庭等を支援します。
34	児童手当の支給 【こども応援課】	児童手当法に基づく経済支援を通じて、中学生以下の子どもを養育する家庭を支援します。

## 第2部 計画の基本的考え方

35	学童保育所利用料金の助成 【子育て支援課】	生活保護受給世帯や児童扶養手当受給世帯、町民税非課税世帯など、経済的に生計が厳しい世帯に対して、学童保育所の利用料金に対する助成を行います。
36	里親制度の普及・推進 【こども応援課】	両親が育てられない子どもを健全に育成するため、県の里親制度の普及を促進します。
37	実費徴収に係る補足給付を行う事業の検討 【子育て支援課】	低所得世帯を対象に、特定教育・保育施設等が実費徴収する日用品や文房具等の購入に要する費用、行事への参加に要する費用などについて費用の一部を補助する事業の検討を行います。

### 基本目標2 子どもが健やかに育つための体制づくり

#### (1) 子どもの人権を守るとともに、人権教育を進める

那珂川市では、市民一人ひとりが人権を尊び、あらゆる差別を無くし、心豊かな地域社会を実現するという考えのもと、平成8年に「人権を尊ぶまちづくり条例」を制定しました。

また、子どもの人権については、子どもは親の保護のもとで生活するものの大人と同じ人格をもった一人の人間としてその人権が最大限に尊重されなければなりません。

このため、人権意識の基本となる、他人や自分の人権を大切にすることを育むために、幼少期からの人権教育を推進します。

さらに、我が国で平成6年に批准された「児童の権利に関する条約」等の精神を尊重し、子どもの人権擁護についてあらゆる機会を通じて啓発するとともに、子どもや子育て家庭の支援にあたり、「なかがわの子どもたち」が健やかに成長し、自立できるよう、那珂川市独自の条例である「(仮称)子どもの権利条例」を制定し、近年増加している児童虐待やいじめ等の子どもの人権侵害にかかわる諸問題の解決を目指します。

「児童の権利に関する条約」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の児童(子ども)を、権利をもつ主体と位置づけ、おとな同様ひとり人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。全文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。



①人権教育の充実

1)子どもの発達段階に応じた人権教育の推進		
38	就学前児童における人権・同和教育の充実 【子育て支援課】	保育所、幼稚園において国際交流や障がいのある子どもとの交流を行い、様々な人とふれあう機会を増やすなど、人権・同和教育を推進します。
39	学校における人権・同和教育の充実 【教育指導室】	一人ひとりの子どもを大切にする個に応じた教育を行い、人権尊重精神をはぐくむ取組を推進します。また、様々な人とふれあう機会の充実を図ります。
40	解放子ども会の実施 【人権政策課】	同和地区の子ども達が部落差別に負けない力を養うとともに、人権の大切さや人を思いやる心を育むため、人権学習や学力促進学級等年間を通した活動を行います。
41	人権作文・人権ポスター・人権標語の募集・表彰 【人権政策課】	人権感覚を高め、人権・同和教育を推進するため、市内の小中学校、中学校、高校の児童、生徒から人権作文、ポスター、標語等の作品を募集し、優秀賞作品の展示及び表彰等を行います。

2)多様な人々との交流による人権意識の醸成		
42	恵子児童館子どもまつりの開催 【人権政策課】	将来を担う子どもの人権意識を高め、人権のまちづくりを進めていくために、恵子児童館子どもまつりを開催します。
43	人権フェスタなかがわの実施 【人権政策課】【こども応援課】	市民の人権意識を高め、人権のまちづくりを進めていくため、「人権フェスタなかがわ」を実施します。
44	児童館事業の充実 【人権政策課】【こども応援課】	恵子児童館事業の更なる充実を図っていくためふれあいこども館と連携しながら、児童館が開催する市民への人権啓発イベントや各種事業などの企画・運営を行います。

3)大人に対する人権啓発活動の促進		
45	保護者に対する人権教育の推進 【社会教育課】	子どもの人権を守るため、家庭教育学級で人権教育に視点をおいた講座を実施します。また、市内の社会教育団体を対象に人権研修会等を開催します。
46	教職員、保育士に対する人権研修の促進 【子育て支援課】【教育指導室】	教職員や保育士を対象とした人権研修会を実施します。また、市独自の教職員研修等の充実を図るとともに、市内外で開催される各種研修会や研究集会などへ職員が参加するよう積極的に参加を促進します。

## 第2部 計画の基本的考え方

### ②児童虐待やいじめ等への取り組みの充実

1)子どもの人権擁護に関する普及・啓発		
47	啓発冊子「あしたへ生きる」の発行 【人権政策課】	同和問題を始めとする様々な人権問題について、市民への啓発を行うため、啓発冊子「あしたへ生きる」を発行します。
48	体罰の防止のための教職員等への人権教育 【教育指導室】	学校における生徒指導において、体罰を行うことのないよう、教職員等の研修や指導を徹底します。
2)虐待の防止と児童及び保護者に対する適切なケアの実施		
49	児童虐待防止対策の推進 【こども応援課】【健康課】	児童虐待に関して、広報などを通じて防止を呼びかけるとともに、虐待を行う保護者や虐待を行う恐れがある保護者のケアや助言を行うため、家庭児童相談員や保健師等による家庭訪問や見守りを行います。
50	「要保護児童対策連絡協議会」の設置・運営 【こども応援課】	児童虐待に効果的に対応するため、「要保護児童対策連絡協議会」を継続して設置し運営します。
3)子どもの悩み相談の体制整備と不登校児童対策の充実		
51	適応指導教室の充実 【教育指導室】	適応指導教室では、登校できない状況にある児童生徒に対し、適切なケアや指導、助言を行えるよう、指導力の充実を図ります。

### (2) 子どもの個性と可能性を伸ばす教育を進める

教育は、知・徳・体の調和がとれた人間性豊かな子どもの育成とともに、一人ひとりの個性と可能性を伸ばしていくことを目指しています。

この教育の目的・目標を達成するためには、就学期に限らず、乳幼児の時期に一貫した取り組みを行っていくことが大切です。

学校や幼稚園、保育所での教育はもちろん、教育の基本である家庭や地域と一体となって進める必要があります。

特に、家庭や地域の関わりの中での様々な経験は、子どもの人間性を育むためには非常に重要です。

このため、保育所や幼稚園と学校が連携した取り組みを進めるとともに、併せて地域との関わりを踏まえた取り組みを進め、教育の充実を図ります。

さらに、子どもの学力問題では、一貫した教育の中で、しっかりと基礎学力を身につけるための取り組みを進め、学力の向上を目指します。

①就学前の保育・教育の充実

1)保育士・幼稚園教諭研修等による指導力の向上		
52	就学前教育に係る職員研修の実施 【子育て支援課】	教員・保育士としての意識や技術を高め、質の高い就学前教育・保育を行うため、各施設内外での研修の積極的な参加と実施を推進します。

2)保育所、幼稚園の運営及び施設の改善		
53	幼稚園運営検討・研修の実施 【子育て支援課】	園児の就園状況の推移や職員の配置状況を見定めながら、今後の幼稚園運営の在り方を検討するとともに、園の教育目標達成に向けて園長・主任会研修を実施します。
54	施設の整備促進 【子育て支援課】	保育所や幼稚園の施設の不具合によってケガや事故が発生しないよう、定期的な施設の整備や点検を実施します。また、保育中の事故が発生しないよう、事故防止に関する職員研修等を実施します。
55	私立保育所の施設整備に対する支援 【子育て支援課】	認可私立保育所においても、安全な保育環境の維持ができるよう、必要に応じて施設整備に対する支援を行います。

②学校教育の充実

1)授業内容の充実と仲間づくりができる環境づくり		
56	基礎学力指導の徹底 【教育指導室】	「確かな学力」と「生きる力」を育むため、基礎学力の定着に向けた教科学習を就学时より徹底していきます。
57	学校外活動の推進 【教育指導室】	子ども達が地域や自然に触れ、豊かな情操を育むとともに、人々とのふれあいの中から社会性を学び仲間づくりができるよう、学校外での教育活動の実施を推進します。

2)教員研修による教員の資質向上		
58	学校における授業研修体制の確立 【教育指導室】	教員の資質を高めるため、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習に対する定期的な校内研修や研究発表会等を実施します。

3)地域人材を活用した教育の実施		
59	総合的な学習の推進 【教育指導室】	変化の激しい社会に対応して、自ら課題を見つけ、自ら学び考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てることに主眼を置いた教育を行うため、小中学校での、総合的な学習の充実を図ります。

## 第2部 計画の基本的考え方

60	地域運営学校（コミュニティスクール）の導入・実施 【教育指導室】	市内全小中学校で実施されている学校運営協議会において、地域と保護者も参画した学校運営の充実を図ります。
61	地域人材活用による教育支援の充実 【学校教育課】	市内小・中学校におけるボランティア活用による教育の充実に一層努め、地域に開かれ、地域と共に進める教育のさらなる充実に努めます。

### 4)学校施設の改善及びゆとりある教育環境の整備

62	学校施設の改善 【教育総務課】	ゆとりある教育環境をつくるため、児童生徒数や学級に応じ施設の整備を行います。
----	--------------------	--

### ③保幼小の連携強化

#### 1)保育所と幼稚園及び小学校の連携強化

63	保幼小連携の推進 【子育て支援課】	保育所や幼稚園での就学前教育や保育の資質向上を図るとともに、小学校への円滑な就学を支援するため、保育所・幼稚園・小学校間において情報交流などを行います。
----	----------------------	--

### (3) 障がいのある子どもの成長を支援する

心身に障がいのある子どもや慢性的な疾病がある子どもなど、個々の状況に応じた支援を求める声や必要性は年々高まっています。さらに、LD（学習障がい）やADHD（注意欠陥／多動性障がい）などへのケアも子どもの成長を支援する上では大切なものです。

このため、表面には現れにくい問題を抱えている子ども達を含め、障がい児等の育成支援のため、療育支援の充実を図ります。

また、医療・保健・福祉・教育等の関連分野が連携し、障がいや疾病等の早期発見から、その後の子育てや就学に至るまでの一貫した相談及び療育体制を整備し、子どもや保護者が、地域の中で安心して暮らせる環境づくりを目指します。

①障がいのある子どもがいる家庭に対する相談体制等の構築

1)関係各課の連携による総合的な相談・支援体制の構築		
64	ケース検討会議の開催 【こども応援課】【福祉課】	保健・福祉・教育等の関係各課が連携し、問題の早期発見から就学前の一貫した相談・支援を行うため「ケース検討会議」を開催します。
2)障がいのある子どもの保護者同士の交流・仲間づくりの促進		
65	保護者団体等への支援 【福祉課】	障がいのある子どもとその保護者が日常的に様々な活動ができるよう、保護者などで組織する任意団体に対する支援を行います。
3)療育を必要とする子ども等への支援・充実		
66	療育指導等の充実 【福祉課】	療育センターにじいろキッズにおいて、療育が必要な子どもの成長を支援するため、療育に関する相談や療育指導等の充実を図ります。
4)各種経済的支援制度の周知・利用促進		
67	特別児童扶養手当の紹介・受付 【こども応援課】	特別児童扶養手当法に基づく経済的支援を通じて障がい児をもつ世帯等を支援します。
68	重度障害者医療費助成の実施 【市民課】	重度の障がい児の保健の向上と福祉の増進、経済的負担を軽減するため、医療費の助成を行います。

②障がいのある子どもへの福祉サービスの充実

1)在宅福祉サービスの充実と周知・利用促進		
69	障がい児機能回復訓練教室の開催 【福祉課】	障がい児の健康維持・増進及び機能向上を支援するため、水中運動やレクリエーションを取り入れたプール教室を開催します。
70	障害福祉サービス等の普及 【福祉課】	障がい児の日常生活を支援するため、短期入所(ショートステイ)、居宅介護(ホームヘルプ)、移動支援、日中一時支援、放課後等デイサービス、通所支援などに関する情報提供を充実します。
71	身体障がい児補装具費の給付 【福祉課】	身体障がい児をもつ世帯の経済的負担を軽減するため、補装具購入及び修理に関する費用の給付を行います。
72	障がい児日常生活用具費の給付 【福祉課】	障がい児をもつ世帯の経済的負担を軽減するため、日常生活用具購入に関する費用の給付を行います。

## 第2部 計画の基本的考え方

### ③障がいのある子どもに対する保育・教育の充実

1)障がい児保育の充実		
73	障がい児保育・教育の推進 【子育て支援課】	障がいのある乳幼児が、保育所や幼稚園、学童保育所などに支障なく入所(園)できるよう、保育士や教員を加配できる制度を整備します。【障がい児保育事業費補助】
74	障がい児の一般学級への受け入れ促進 【子育て支援課】	障がいや個性のある乳幼児も普通に保育所や幼稚園に入園ができるよう、保育士や教諭の加配を行い、受入体制を整えます。
75	学童保育所指導員を対象にした研修会の実施 【子育て支援課】	学童保育所における障がい児保育の資質を向上するため、指導員研修会を実施します。

2)特別支援学級未設置校への設置拡大		
76	特別支援学級の充実 【学校教育課】	特別な支援が必要な児童・生徒への教育及び支援を行うため、小中学校に特別支援学級及び通級指導教室の充実を図っていきます。

3)障がいのある子どもの保育・教育に関する職員研修の充実		
77	障がい児保育に関する職員研修の充実 【子育て支援課】【学校教育課】	障がいに応じた保育や教育ができるよう、障がい児保育や教育に関する研修への保育士や教諭の参加を促進します。

4)障がいのある子どものための保育・教育環境の充実		
78	障がい児保育の環境改善 【教育総務課】	障がいを持つ子どもも支障なく移動でき安全に過ごせるよう、施設の改善を行います。また、民間施設へのユニバーサルデザインの周知を徹底します。

#### (4) 地域での体験や活動ができる環境をつくる

「子どもは風の子」という言葉があるように、子どもは本来、地域における自然体験や人々との交流を通じて学び、成長していくものです。

しかしながら、ニーズ調査でも表れているとおり、「一人で外出させるのが心配」、「安心して遊べる場所が少ない」といった声が多く挙げられるなど、交通事故や犯罪などの危険が多いことに加え、傾向として戸外で遊ぶことが少なくなっており、地域に学ぶという機会が少なくなっています。

このため、再び子どもたちと地域との結びつきを強め、自然や歴史資源など、那珂川市特有の資源である自然と接し、郷土を知り郷土を愛する心をもつ子どもたちの育成を目指します。

また、子どもから高齢者まで、様々な世代の人と交流し、地域の中で子どもが自主的に社会性を育むことができる環境づくりを目指します。

#### ①地域での体験活動の充実

1)授業外体験活動の充実		
79	歴史体験学習の実施 【文化振興課】	先人の知恵や技術を学び歴史に対する理解を促すために、草木染めや勾玉づくりなど古代の技術を学ぶ体験学習を実施していきます。
80	伝統行事を取り入れた保育行事の実施 【子育て支援課】	郷土に対する愛着の心を育むため、地域の伝統行事を取り入れた保育を推進します。【どんど焼き・もぐら打ち】【もちつき】【七夕まつり】
81	体験型プログラムの実施 【人権政策課】【こども応援課】	子どもたちの豊かな人間性と、自ら考え、学ぶ力を育てるため、ふれあいこども館及び児童館で小学生を対象にした体験型プログラム等を実施します。
82	高齢者などとの異世代交流保育の実施 【子育て支援課】	様々な人とのふれあいによって、豊かな心を育むため、老人福祉施設への訪問など、認可保育所における異世代交流の実施を推進します。
83	中学生との交流イベントの開催 【子育て支援課】【学校教育課】	中学生が人を思いやる優しい心を育むため、また、園児が人とのふれあいの機会を広げるため、中学生と園児の交流を実施します。
84	ジュニアボランティアスタッフの育成 【こども応援課】	ふれあいこども館の様々な取り組みの中で異世代交流を実施します。

## 第2部 計画の基本的考え方

2)学校図書館・地区図書館の充実		
85	おはなし会の実施 【人権政策課】	乳幼児の読書に対する興味を深め、想像力を豊かにするため、乳幼児とその保護者を対象にした、おはなし会の実施を支援します。
86	読書相談等業務の充実 【文化振興課】	子どもが利用しやすい図書館とするため、読書相談や検索システムなどの体制を充実させます。
87	図書の定期的入れ替え 【文化振興課】	地区公民館の図書室を充実したものにするため、市立図書館からの図書の借り受けを行います。

3)児童関連施設の連携と事業の充実		
88	児童館主催事業等への講師の派遣 【文化振興課】	児童館及び各区公民館、子ども会等主催事業への講師派遣を実施します。
89	ふれあい子ども館、市立公民館との連携 【子ども応援課】	子育てサークルが活動しやすい環境をつくるため、ふれあい子ども館と市立公民館が連携し、活動の場の提供や事業参加を促進します。

### ②活動の場と人材の確保

1)子どものための施設の整備		
90	子どもの遊び場の確保 【子ども応援課】【人権政策課】	ふれあい子ども館及び児童館を子どもが安心して遊べる場として、提供します。

2)活動の場と人材確保		
91	リーダー養成事業の実施 【社会教育課】	将来の地域活動の担い手を育成するため、団体が実施する小中学生リーダー育成事業の支援を行います。
92	那珂川市ボランティア支援センター講座の実施 【経営企画課】	ボランティア・NPO団体等の活動を支援することにより、協働のまちづくりのパートナーの育成を図る講座を実施します。 【ジュニアボランティア講座】【子育て応援講座】
93	ボランティア・NPO団体等のコーディネートの促進 【経営企画課】	ボランティア・NPO団体等の活動を支援し、地域の人を支え・交流をもてるよう、コーディネートを促進します。



### 基本目標3 子育て家庭を支えるための地域づくりの推進

#### (1) 男女がともに子育てできる環境をつくる

「男は仕事、女は家庭」「男らしさ、女らしさ」に代表される固定的性別役割分業意識や、ジェンダー意識が子育てを女性の仕事と印象づけ、多くの女性が、仕事に加えて家事、育児、家族の介護、その他の家庭生活における活動の多くを担っている傾向にあります。

このことから、那珂川市では、平成14年度に策定した「男女共同参画プラン」や、平成17年度に制定した「男女共同参画推進条例」などにより、男女が対等なパートナーとして協力し、仕事と子育てをはじめとする家庭生活との両立ができる環境をつくるため、男女共同参画に関する啓発、男性の育児参加・男性の育児休業の取得促進など、男女が共に子育てを行う意識を高め、健やかな子どもの育成ができる環境づくりを目指します。

#### ①男女共同参画の推進

1)男女共同参画プランに基づく事業の推進		
94	男女共同参画プランの進行管理 【人権政策課】	進行状況については公表するとともに、男女共同参画審議会で内容の検証を行うことで、プランの推進につなげます。
2)男女共同参画についての意識啓発		
95	男女共同参画啓発冊子の発行 【人権政策課】	男女共同参画の啓発及び意識の普及のために、冊子の各戸配布を継続して実施します。

#### ②男性の子育て参加の促進

1)男性を対象とした子育てや家事に関する講座等の開催		
96	男性が子育てに関わる機会の提供 【こども応援課】【人権政策課】	男性の子育て参加を推進するため、男性を対象とした催しなどを行います。

## 第2部 計画の基本的考え方

### (2) 子育てと仕事の両立を支援する

長引く社会経済の低迷や男女共同参画の推進により、女性の就労率は確実に向上しています。

また、核家族化や地域コミュニティの希薄化によって、地域で支えあう環境も薄れつつあります。

さらに、就労形態やライフスタイルの多様化などから、子育てに対する保護者のニーズも多様化し、これまでの保育サービスでは対応できない状況となってきました。

このため、保育施設の充実やライフスタイルの多様化に対応できる、多様な保育サービスの提供など、子育てと仕事を両立できる環境づくりを目指します。

#### ①多様な保育サービスへの対応

1)多様なニーズに対応できる保育の提供		
97	認可保育所による保育の実施 【子育て支援課】	保護者が仕事や病気などで保育できない乳幼児を保育するために、認可保育所による保育環境を提供します。
98	待機児童のない施設環境整備 【子育て支援課】	認可保育所における待機児童をなくすため、利用者ニーズを把握しながら保育定員の拡充を図ります。保育施設の新設、増築などの施設整備に対する支援等を行います。
99	保育時間の拡大 【子育て支援課】	認可保育所において、通常保育外の時間帯の保育を保護者ニーズを踏まえて実施します。【延長保育事業】
100	休日保育の実施検討 【子育て支援課】	認可保育所における日曜日や休日の保育について、ニーズを踏まえて検討を行います。
101	子育て短期支援事業の実施 【こども応援課】	保護者の疾病や仕事等により児童の養育が一時的に困難となった場合、または育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童養育施設等で一時的に預かる子育て短期支援事業(ショートステイ事業)を実施します。
102	一時預かり事業の実施 【子育て支援課】	一時的に保育が必要となる家庭のために、認可保育所・幼稚園等における一時預かりを実施します。
103	病児・病後児保育の実施 【こども応援課】	子どもが病気でも仕事を休むことができない親等をサポートするために、病気や病気回復期にある児童の保育事業を実施します。

2)保育所職員の資質の向上		
104	保育所職員の研修等への参加 促進 【子育て支援課】	保育所職員の資質を高めるため、施設内で定期的に研修会を開催するとともに、施設外で行われる研修会等への参加を促進します。

3)民間保育サービスの実態把握と支援		
105	届出（認可外）保育施設への 支援 【子育て支援課】	市内の届出保育施設の保育環境を向上し、民間保育サービスにおける安全・衛生を確保するため、届出保育施設に対する支援を行います。

## ②学童保育の充実

1)学童保育所の環境改善		
106	安全な学童保育環境の整備 【子育て支援課】	児童が安全で快適に生活できる環境をつくるため、適正な施設の維持管理を行います。
107	学童保育所の設置・運営 【子育て支援課】	子どもが放課後などに安全に生活できる場をつくり、健全な児童を育成するため、市立小学校内に学童保育所を設置し運営します。
108	待機児童のない施設環境整備 【子育て支援課】	学童保育における待機児童をなくすため、利用者ニーズを把握しながら児童が入所できる環境を整備します。

## ③子育てしやすい就労環境の改善に向けた啓発

1)子育てと就労に関する適切なあり方に関する啓発の推進		
109	子育てと仕事の両立のための 広報・啓発 【こども応援課】	労働者や事業主、市民に対して、子育てと仕事の両立を果たせるよう、講座やイベントの情報提供を行っていきます。

2)出産・子育て後の再就職に関する情報提供		
110	再就職支援のための情報提供 【こども応援課】	出産・子育てなどにより退職した女性が再就職できるよう、技能や資格取得のための講座に関する情報提供を行います。

## 第2部 計画の基本的考え方

### (3) 地域ぐるみで子育てをするコミュニティをつくる

ライフスタイルの多様化や、IT環境の普及などから地域コミュニティが希薄化し、地域の中での子育ての支えあいが難しくなっており、これをカバーするため、これまで様々な公的サービスが行われるようになってきました。

しかし、子育て支援が充実した環境をつくるためには、公的サービスだけでは限界があり、家族や住民同士など、地域で支えあうコミュニケーションづくりが不可欠です。

このため、行政の子育て支援サービスと併せて、住民自らが取り組む子育て支援や子育てを支える地域環境づくりを支援し、子育てを支えあうことができる地域コミュニティの再生を目指します。

#### ①地域で子育てを支える活動の充実

1)地域住民のコミュニティ意識の醸成		
111	各種地域行事の支援 【社会教育課】	地域住民のコミュニティ意識の醸成に向けて、区の公民館活動や社会教育団体のイベントなどを積極的に支援していきます。
2)関係団体に対する子育て支援への理解・協力の要望		
112	自治会・各種連絡協議会との連携 【社会教育課】	地域に根ざした子育てを展開するために、自治会や各種連絡協議会との連携、協力体制を深めていきます。
3)住民相互の子育て支援		
113	住民相互の子育て支援 【子ども応援課】	地域で子育てを支援するため、就労の有無に関わらず、子育てを住民相互で支援するファミリー・サポート・センターを運営します。

#### ②子どもの安全を守る活動の充実

1)交通安全・防犯活動の促進		
114	交通安全教室・防犯教室の開催への支援 【安全安心課】	交通事故や犯罪に遭う児童をなくすため、学校・地域・警察と連携し、交通安全教室や防犯教室が開催できるように支援します。
115	青少年指導員会の設置 【社会教育課】	青少年の非行を防止し、健全な育成を図るため、青少年指導員会を設置し活動を支援します。

## 第2部 計画の基本的考え方

116	青少年育成市民会議の支援 【社会教育課】	地域が一体となった青少年の健全育成の活発な取り組みを推進するため、青少年育成市民会議の活動を支援します。
117	各区防犯活動への支援 【安全安心課】	地域における自主防犯活動を推進するため、各行政区が取り組む地域防犯活動を支援します。
118	防犯パトロールの実施支援 【安全安心課】	地域での児童の安全確保や青少年の非行を防止するため、青パトの整備など地域住民による防犯パトロール活動を支援します。

2)危険地域・犯罪等に関する情報提供		
119	防犯意識の啓発 【安全安心課】	防犯意識を高めるため、チラシや冊子を配布し、防犯に関する住民への情報提供を行います。

### (4) 子育てに優しい生活環境を整備する

子どもは外に出ると道路や駐車場はもちろん、公園などでも危険な場に直面します。

このため、子どもが安全に過ごすことができるよう、夜間における安全を保つための街路灯の整備など安全な道路環境の整備や公園の充実など、安全に遊べる環境整備を目指します。

また、子育て中の保護者がベビーカーで移動する際、少しの段差でも大きな障壁となったり、建物などでスロープが無い場合は、大きな負担となります。

このため、バリアフリーやユニバーサルデザインの普及に努め、子育て中の保護者が安全で快適に移動できる環境づくりを目指します。

#### ①バリアフリーのまちづくりの推進

1)安全な道路環境の整備		
120	道路照明灯の設置促進 【建設課】	必要箇所に道路照明灯の設置など、安全な道路環境の整備を進めていきます。

## 第2部 計画の基本的考え方

2)公共空間におけるバリアフリー化の促進		
121	公共空間のバリアフリー化の推進 【建設課】【福祉課】	ベビーカーや車いすでの移動に配慮した生活環境のバリアフリーを推進するため、道路(車道、歩道)及び公共施設における整備を進めます。
122	ユニバーサルデザインの普及 【福祉課】	すべての人が使用できるデザインの構築に向けて、ユニバーサルデザインの普及に努めていきます。

### ②子どもの遊び場の確保

1)学校や地域施設活用に向けた関係機関との調整		
123	学校施設の地域開放 【社会教育課】	子どもの遊び場を確保するため、学校休業時の小学校体育館施設(体育館、運動場)を開放します。
124	放課後子ども総合プランの検討 【子育て支援課】【社会教育課】	放課後児童クラブ(学童保育所)と学校施設等の地域開放事業が一体となって子どもの居場所を確保することを目指し、教育委員会及び関係機関と連携し、放課後子ども総合プランの推進を進めていきます。 また、放課後児童クラブ(学童保育所)の指導員と放課後子供教室の協力者が協働して就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、子ども達に多様な体験活動等を行うことができる見守り体制について引き続き検討していきます。 また、地域学校協働本部の設置についても、教育委員会及び関係機関と連携し、検討していきます。

2)市民体育館・児童館の周知・利用促進		
125	子どもの遊び場としての市民体育館の開放 【社会教育課】	子どもの遊び場を確保するため、市民体育館をニュースポーツ体験広場として開放します。
126	児童館情報の発信 【人権政策課】【こども応援課】	ふれあいこども館及び児童館設置の目的や実施事業を広く市民に知らせるため、様々な手法により児童館情報を発信します。

3)公園の風紀保全及び遊具整備と住民による公園美化活動推進		
127	子どもの遊び場の確保と整備 【地域づくり課】	児童が安心して遊べる公園を安全に維持管理し、整備します。

4)「アンビシャス広場」に対する支援		
128	<p>「アンビシャス広場」活動事業の実施 【社会教育課】</p>	<p>地域で子どもを見守る環境をつくるため、公民館や学校施設等を利用して実施する「アンビシャス広場」活動事業を実施します。 また、放課後子ども総合プランに基づく、放課後子供教室との連携についても検討していきます。</p>

## 5 家庭・地域・事業者・行政の役割

---

### (1) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。

このことを踏まえ、子どもとのスキンシップやコミュニケーションを通して、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努める必要があります。

また、家庭では、男女が協力して子育てをすることが大切であり、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないようにしなければなりません。

### (2) 地域の役割

子どもにとって、地域は充実した健全な日常生活を営んでいく上で重要な場であり、子どもは地域とのかかわりの中で社会性を身につけ、成長していきます。

そのため、地域住民は、家庭環境、心身の障がいの有無等にかかわらず、すべての子どもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。

また、地域全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域で活動している様々な団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

### (3) 事業者の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくることが大切です。

そのため、事業者・職場自体が、このような職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人々がこのような認識を深めることが重要です。

### (4) 行政の役割

行政は、子育て支援のための保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境など多様な分野にわたる取組が必要であるため、関係各課が連携を図り、総合的な施策の推進に努めます。

また、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関との連携の一層の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図って行きます。



# 第 3 部

## 那珂川市子ども・子育て支援事業計画

- 1 教育・保育提供区域
- 2 幼児教育・保育の無償化
- 3 教育・保育の提供体制の確保
- 4 地域子ども・子育て支援事業の充実
- 5 計画の推進体制



---

# 第3部 那珂川市子ども・子育て支援事業計画

---

## 1 教育・保育提供区域

---

### ●教育・保育提供区域とは

教育・保育施設等の確保に向けた需給調整（「量の見込み」と「確保方策」の調整）の単位を示すものであり、ニーズ調査の結果や教育・保育の提供の実態等から「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」や「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等を総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」）を定めることになっています。

### ●教育・保育提供区域の設定

①那珂川市内の生活圏が狭いこと、②市全体で事業量の需給調整がしやすいため、利用者のニーズに柔軟に対応できること、③現在の施設の位置について、若干の偏りはあるが、保護者の通勤経路、生活圏等を考慮すれば適当であることから、前期計画から引き続き、「市全域」を教育・保育提供区域とします。

## 2 幼児教育・保育の無償化

### (1) 幼児教育・保育の無償化の概要

令和元年10月より、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3～5歳までのすべての子ども及び0～2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園・保育園・認定こども園等の費用の無償化が開始されました。

#### ■ 幼児教育・保育無償化の対象範囲 ■

	保育の必要性	
	なし(例:専業主婦(夫)世帯)	あり(例:共働き世帯等)
幼稚園 認定こども園(教育認定)	無償 (預かり保育は対象外)	無償 (預かり保育は、 月額上限 11,300 円 <sup>※3</sup> まで無償)
幼稚園 (就園奨励費補助金の対象施設)	月額 25,700 円を上限に無償 (預かり保育は対象外)	月額 25,700 円を上限に無償 (預かり保育は、 月額上限 11,300 円 <sup>※3</sup> まで無償)
認可保育所 認定こども園(保育認定) 地域型保育事業施設	—	無償
企業主導型保育事業施設	—	利用者負担額相当分まで無償
認可外保育施設 <sup>※1</sup> その他届出保育施設等 <sup>※2</sup>	(無償化の対象外)	月額 37,000 円 <sup>※3</sup> を上限に無償(他の認可外保育施設等との併用が可能)

※1 「認可外保育施設(企業主導型保育事業を除く)」が無償化の対象施設となるためには、国が定める指導監督基準を満たす必要がある。ただし、基準を満たしていない場合でも、5年間は猶予期間として、無償化の対象施設となる。

※2 「その他届出保育施設等」とは、企業主導型保育事業・幼児教育施設のいずれにも属さない認可外保育施設(事業所内保育を含む)のほか、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等をいう。

※3 金額(11,300円又は37,000円)は3歳児から5歳の児童の場合の無償化上限額。0歳から2歳児までの住民税非課税世帯の児童の場合は、各金額に5,000円を加えた額までが無償化の対象となる。

## (2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子ども子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する方が無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。また、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等を利用する場合は、保育の必要性について認定後、市から利用者に対し、施設等利用費の支給を行います（償還払いまたは、法定代理受領）。

これら施設等利用給付の公正かつ適正な支給を確保していくためには、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、福岡県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取組が重要です。

このことを踏まえ、本市では、子育てのための施設等利用給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設に給付する法定代理受領（年4回）や、保護者が市に直接請求する償還払い（毎月）を行い、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組めます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、福岡県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、福岡県との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

### 3 教育・保育の提供体制の確保

#### (1) 教育・保育施設の需要量の見込みと確保の方策

ニーズ調査及び実績等をもとに、那珂川市に居住する子どもの幼稚園や保育所等の利用状況や利用希望を踏まえて、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を設定します。

また、「量の見込み」に対応する「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

##### ① 支給認定区分の設定

支給認定区分は、以下のように設定します。

支給認定	対象年齢	保育の必要性	利用できる施設・事業
1号認定	3～5歳	なし	認定こども園（幼稚園部分） 幼稚園
2号認定	3～5歳	あり	認定こども園（保育所部分） 保育所
3号認定	0～2歳	あり	認定こども園（保育所部分） 保育所 地域型保育事業

##### ② 量の見込みと確保方策

###### ■2020（R2）年度

市全域		1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み		829人	720人	667人
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	665人	660人	510人
	確認を受けない幼稚園	442人		
	企業主導型保育施設の地域枠		43人	45人
	地域型保育事業※2			38人
	②確保方策の合計	1,107人	703人	593人
②-①=		278人	▲17人	▲74人

※1 幼稚園，保育所，認定こども

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

### 第3部 那珂川市子ども・子育て支援事業計画

#### ■2021（R3）年度

市全域		1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み		818人	726人	673人
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設	532人	665人	515人
	確認を受けない幼稚園	442人		
	企業主導型保育施設の地域枠		43人	45人
	地域型保育事業			38人
	②確保方策の合計	974人	708人	598人
②-①=		156人	▲18人	▲75人

#### ■2022（R4）年度

市全域		1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み		798人	743人	679人
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設	426人	719人	611人
	確認を受けない幼稚園	442人		
	企業主導型保育施設の地域枠		43人	45人
	地域型保育事業			38人
	②確保方策の合計	868人	762人	694人
②-①=		70人	19人	15人

#### ■2023（R5）年度

市全域		1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み		789人	749人	684人
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設	426人	719人	611人
	確認を受けない幼稚園	442人		
	企業主導型保育施設の地域枠		43人	45人
	地域型保育事業			38人
	②確保方策の合計	868人	762人	694人
②-①=		79人	13人	10人

### 第3部 那珂川市子ども・子育て支援事業計画

#### ■2024（R6）年度

市全域		1号認定	2号認定	3号認定
① 量の見込み		779人	760人	692人
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設	426人	719人	611人
	確認を受けない幼稚園	442人		
	企業主導型保育施設の地域枠		43人	45人
	地域型保育事業			38人
	②確保方策の合計	868人	762人	694人
②-①=		89人	2人	2人

#### ③確保内容について

##### ■1号認定の確保内容

1号認定の確保については、既存の幼稚園で受け入れを行っていきます。また、量の見込みに対して、提供量が大きく上回っている状況であるため、実態の教育・保育ニーズに対応するため、令和4年度に一時預かりの無い市立幼稚園3園のうち2園を私立の幼保連携型認定こども園へ移行することで、教育・保育の提供量を適正化していきます。

##### ■2号認定（保育希望）及び3号認定の確保内容

令和3年度に、那珂川市立中央保育所の定員を190人から200人に増員して新園舎での開園を予定しています。また、令和4年度に、私立の認定こども園として岩戸北幼稚園（保育部分利用定員111人、幼稚園部分利用定員105人）と南畑幼稚園（保育部分利用定員39人、幼稚園部分利用定員21人）が開園予定です。

よって、令和4年度以降は2号認定（保育希望）及び3号認定について定員の確保ができる見通しですが、今後発生する不足については、既存の認可保育所の利用定員以上に受け入れを行う、利用定員の弾力化を用いて待機児童解消を行います。



## (2) 教育・保育施設の一体的提供の推進

妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、質の高い幼児教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持・確保等を図るためには、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子ども・子育て支援事業、その他子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。

このため、子ども一人ひとりにとって最善の利益となることを目指し、これらの関係者間の連携強化に努めます。

## (3) 教育・保育の質の向上

乳幼児期の発達が連続性を有するものであること、また、乳幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえ、子どもの健やかな発達を保障するために、質の高い幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供を図ります。

このために、質の向上に対する取組の一環として、県等と連携して地域の幼児教育・保育や子ども・子育て支援に係る人材の確保・育成に努めます。

## 4 地域子ども・子育て支援事業の充実

### (1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保の方策

ニーズ調査及び実績等をもとに、那珂川市に居住する子どもの地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望を踏まえて、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を設定します。

また、「量の見込み」に対応する「地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

#### 時間外保育事業（延長保育）

##### ■事業概要

保護者の就労状況により、認可保育所等で通常の保育時間外において、延長保育を行う事業。現在は、認可保育所にて1時間の延長保育を実施しています。

##### ■対象年齢

0～5歳

##### ■量の見込みと確保数

	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度
①量の見込み	150	150	150	150	150
②確保数	150	150	150	150	150
②－①＝	0	0	0	0	0

(単位：人)

##### ■確保方策について

現在行っている時間外保育を継続する形で、時間外保育事業を実施していきます。

**放課後児童健全育成事業(学童保育所)**

■事業概要

保護者の就労や疾病等を理由に、放課後に家庭で保育できない状況にある市内小学校に通う児童に対して、専用施設や小学校の余裕教室などを利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■対象児童

1～6年生

■量の見込みと確保数

学年	区分	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度
1年生	①量の見込み	217	222	227	232	237
	②確保数	217	222	227	232	237
	②-①=	0	0	0	0	0
2年生	①量の見込み	173	177	181	185	189
	②確保数	173	177	181	185	189
	②-①=	0	0	0	0	0
3年生	①量の見込み	114	116	119	122	124
	②確保数	114	116	119	122	124
	②-①=	0	0	0	0	0
4年生	①量の見込み	42	43	44	45	46
	②確保数	42	43	44	45	46
	②-①=	0	0	0	0	0
5年生	①量の見込み	9	9	9	9	9
	②確保数	9	9	9	9	9
	②-①=	0	0	0	0	0
6年生	①量の見込み	2	2	2	2	2
	②確保数	2	2	2	2	2
	②-①=	0	0	0	0	0
全体	①量の見込み	557	569	582	595	607
	②確保数	557	569	582	595	607
	②-①=	0	0	0	0	0

(単位：人)

■確保方策について

平成28年度及び平成29年度に市立学童保育所の増改築を行っており、確保数については充足しています。今後は質の向上も含め利用者ニーズを満たすように努めていきます。

**放課後児童健全育成事業（学童保育所）及び放課後子供教室の一体的な実施**

■事業概要

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童（小学校に就学している児童をいう。以下同じ。）が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（学童保育所）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（放課後子供教室）です。

■対象児童

1～6年生

■量の見込みと確保数

	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度
①量の見込み	3	3	7	7
②確保数	3	3	7	7
②－①＝	0	0	0	0

（単位：人）

■確保方策について

平成30年度より、市内小学校7校のうち3校（一体型）で実施しています。

令和3年度まで3校で実施しますが、令和4年度以降は全校（一体型）で実施する計画としています。

新・放課後子ども総合プランでは、達成されるべき目標事業量を令和5年度に設定するため、最終年度を令和5年度とします。

**子育て短期支援事業（ショートステイ）**

■事業概要

【短期入所生活援助(ショートステイ)事業】

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、または育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童養育施設等で一時的に預かります。

【夜間養護等(トワイライト)事業】

保護者が仕事その他の事由により平日の夜間または休日に不在になることで家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合に、児童を児童養育支援等において保護し、生活指導、食事の提供等を行います。

■対象年齢

0～5歳

■量の見込みと確保数

	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度
①量の見込み	5	5	5	5	5
②確保数	5	5	5	5	5
②－①＝	0	0	0	0	0

(単位：人日)

■確保方策について

近隣に受け入れ可能な児童養育施設等がないことから、当分の間は、児童相談所やファミリー・サポート・センター等の利用を推進しながら検討していきます。

**地域子育て支援拠点事業**

■事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てに関する相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業。現在、ふれあいこども館となかがわ保育園にて実施しています。

■対象年齢

0～5歳

■量の見込みと確保数

	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度
①量の見込み	29,546	29,008	28,407	27,901	27,521
②確保数	29,546	29,008	28,407	27,901	27,521
③確保数(施設数)	2	2	3	3	3
②-①=	0	0	0	0	0

(単位：人日)

■確保方策について

平成26年4月になかがわ保育園にて地域子育て支援拠点事業を開始し、平成26年7月にはふれあいこども館の整備により事業を拡充しています。また、平成28年8月には、ふれあいこども館の出張所としてみなみはた広場（南畑幼稚園内）を行っています。

また、ふれあいこども館の出張所として行っていたみなみはた広場を令和3年度末で終了し、令和4年度以降は新たに私立の幼保連携型認定こども園南畑幼稚園で地域子育て支援拠点事業を実施します。

今後も引き続き、状況に応じた地域子育て拠点事業の推進に努めます。

**一時預かり事業①【幼稚園】**

■事業概要

幼稚園に在籍している児童を対象として、通常の就園時間を超えて実施する一時預かり事業。現在は、私立幼稚園2カ所が預かり保育を実施しています。

■対象年齢

3～5歳

■量の見込みと確保数

	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度
①量の見込み	7,319	7,312	7,259	7,260	7,194
②確保数	7,319	7,312	7,259	7,260	7,194
②－①＝	0	0	0	0	0

(単位：人日)

■確保方策について

現在行っている一時預かり保育を継続する形で事業を実施していきます。

**一時預かり事業②【保育所、ファミリー・サポート・センター】**

■事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間に保育所やその他の場所で一時的に預かる事業。現在、私立認可保育所の一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業で実施しています。

■対象年齢

0～5歳

■量の見込みと確保数

	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度
①量の見込み	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
②確保数	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
②－①＝	0	0	0	0	0

(単位：人日)

■確保方策について

認可保育所やファミリー・サポート・センター事業での一時預かり事業の推進を図ります。ファミリー・サポート・センター事業については、会員数の増加を図り受け皿の拡大に努めます。

### 第3部 那珂川市子ども・子育て支援事業計画

#### 病児・病後児保育事業

##### ■事業概要

急な発熱等の急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な児童を一時的に医療機関において保育を行う事業です。

##### ■対象児童

0～12歳

##### ■量の見込みと確保数

	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度
①量の見込み	427	418	410	401	394
②確保数	427	418	410	401	394
②－①＝	0	0	0	0	0

(単位：人日)

##### ■確保方策について

医療機関への民間委託による病児・病後児施設やファミリー・サポート・センター事業による病児の預かりを推進し、拡充に向けて取り組むことでニーズの確保に努めます。

#### 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

##### ■事業概要

就学児童の預かりや送迎等の援助を必要とするおねがい会員及びそのおねがい会員を援助するおたすけ会員との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業。現在、業務委託にてファミリー・サポート・センターを実施しています。

##### ■対象児童

就学児童（1～6年生）

##### ■量の見込みと確保数

	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度
①量の見込み	111	109	108	105	103
②確保数	111	109	108	105	103
②－①＝	0	0	0	0	0

(単位：人日)



■確保方策について

援助が必要なおねがい会員の希望日程や内容など、利用者のニーズが満たされるサービスが提供できるように、援助するおたすけ会員の確保が十分に必要であることから、広報による制度や会員募集の周知など推進を図り、会員の増加を図ります。

**利用者支援事業**

■事業概要

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

本市では、ふれあいこども館において、利用者支援事業の「基本型」として、子育て家庭等からの日常的な相談を受け、個別のニーズ等を把握するとともに、子育て支援に関する情報の提供を行っています。

同時に、「母子保健型」として、妊婦期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施しています。

■対象児童

0歳～5歳

■量の見込みと確保数

	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度
<b>&lt;基本型&gt;</b>					
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保数	1	1	1	1	1
②－①＝	0	0	0	0	0
<b>&lt;母子保健型&gt;</b>					
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保数	1	1	1	1	1
②－①＝	0	0	0	0	0

(単位：カ所)

■確保方策について

ふれあいこども館にて、子育て支援に関する情報を集約し、多様化する個別ニーズを把握し、情報提供及び必要に応じた相談・助言が行えるよう対応していきます。

### 乳児家庭全戸訪問事業

■事業概要

子育て世帯の孤立を防止するため、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や発育状況、育児環境を把握し、子育てに関する情報提供や助言等により育児不安の軽減を図る事業。また、産婦の健康管理及び必要な指導を実施します。

■対象年齢

0歳児

■量の見込みと確保方策

	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度
量の見込み	452	442	433	426	421
確保方策	【実施体制】助産師1名、保健師3名 【実施機関】健康課				

(単位：人)

### 養育支援訪問事業

■事業概要

乳児全戸訪問事業等により、継続して養育支援が必要な家庭に家庭児童相談員や保健師等が訪問し、養育が適切に行われるよう助言、指導その他必要な支援を行い、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図る事業です。

■対象児童

0歳

■量の見込みと確保方策

	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度
量の見込み	44	43	42	42	41
確保方策	【実施体制】助産師1名、保健師2名、家庭児童相談員1名 【実施機関】健康課、こども応援課				

(単位：人)

## 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

### ■事業概要

市町村において、子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の調整機関職員やネットワークを構成する関係機関等の専門性強化を図るとともに、児童虐待（身体的、性的、心理的、保護の怠慢・拒否（ネグレクト））の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする事業です。

本市では、児童虐待対応のための専門相談員を配置し、児童相談所や警察等関係機関と要保護児童等に関する情報共有を行っています。加えて、ネットワーク構成機関との定期的な情報共有を行い、児童虐待の早期発見・早期対応につなげています。

今後も、地域ネットワークを強化することにより、児童虐待への対応など要保護児童への対応の強化を図ります。

※この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

## 妊婦健康診査

### ■事業概要

妊婦の健康の保持、増進を図るとともに、安全な出産を迎えるため、妊婦健診（基本健診・血液検査・尿検査・超音波検査など）を行う。医療機関及び助産所において、妊婦健康診断票を使用し、定期健診を受けて、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導に繋げていきます。

### ■対象者

妊婦

### ■量の見込みと確保方策

	2020 (R2)年度	2021 (R3)年度	2022 (R4)年度	2023 (R5)年度	2024 (R6)年度
量の見込み	5,318	5,229	5,152	5,085	5,001
確保方策	【実施体制】 福岡県・佐賀県・大分県の医師会及び福岡県助産師と契約 【実施機関】 健康課				

(単位：人回)

### 実費徴収に係る補足給付を行う事業

#### ■事業概要

低所得世帯を対象に、特定教育・保育施設等が実費徴収する日用品や文房具等の購入に要する費用、行事への参加に要する費用などについて費用の一部を補助する事業です。

※この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

### 多様な主体が参画することを促進するための事業

#### ■事業概要

幼児教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した幼児教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

国の実施要綱等を踏まえつつ、地域の幼児教育・保育施設等の事業者の状況等も十分に勘案したうえで、事業の実施について検討していきます。

※この事業は量の見込み・確保方策を定めない事業です。

## 5 計画の推進体制

---

### (1) 関係機関等との連携

本市では、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め関係各課が密接な連携を図るとともに、県との間においても、必要な情報を共有し、共同で指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、住民が希望する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、市域を超えた利用を想定して、近接する市町と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設等の実施主体が相互に連携し、協働しながら取組を進めていきます。

一方、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う幼稚園及び保育所は、地域子ども・子育て支援事業の実施主体との連携を支援するとともに、子ども・子育て支援を行う実施主体同士相互の密接な連携を支援します。

また、保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブ（学童保育所）を利用できるよう、相互の連携に努めます。

### (2) 計画の達成状況の点検・評価

本市では、「那珂川市子育て支援推進協議会」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいた事業計画の見直しや取組内容の改善等を図ります。

併せて、那珂川市次世代育成支援地域行動計画においては、利用者の視点に立った指標を設定し、評価に当たっては、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価していきます。

### 第3部 那珂川市子ども・子育て支援事業計画

## 第4部 参考資料

- 1 第二次次世代育成支援地域行動計画の実績と目標
- 2 那珂川市子育て支援推進協議会条例
- 3 那珂川市子育て支援推進協議会委員名簿
- 4 那珂川市子育て支援推進協議会審議経過





# 第4部

## 参考資料

### 1 第二次次世代育成支援地域行動計画の実績と目標

第二次次世代育成支援地域行動計画において取り組む事業のうち、可能な事業については数値目標を設定し、事業の進捗状況と成果について点検・評価しています。

さらに、次期計画に向けた新たな目標を設定することで、計画の着実な推進を図ります。

NO.	事業概要	担当課	指標項目	実績値		目標値	
				2013 (H25)	2018 (H30)	2019(R1) 【前期目標】	2024(R6) 【後期目標】
1	4か月、10か月、1歳6か月、3歳児健診では、問診・身体計測・診察・保健指導・栄養指導などを行います。1歳6か月、3歳児については、歯科健診と歯科保健指導も行います。 1歳児健診では、保護者の歯科健診・集団健康教育・保健指導・栄養指導・歯科指導を行い、保護者への育児支援と疾病や異常の早期発見及び予防を図ります。	健康課	3歳児健診の受診率	97%	98%	100%	100%
2	妊婦の健康保持・増進のため、問診・診察・血液検査・尿検査及び超音波検査を実施しています。また、出産にかかる経費負担を軽減するために、妊婦一般健診にかかる費用を助成します。	健康課	1人あたりの助成対象健診回数	14回	14回	14回	14回
5	妊産婦、乳幼児の健康保持・増進のため、身体状況及び生活環境等を把握し、日常生活に関する保健指導や情報提供を行います。また、産後うつ予防のためのアンケートを実施し、相談や情報提供を行います。	健康課	訪問実施率	98%	99.7%	100%	100%
6	児童、生徒の健康保持増進を図るため、学校において、養護教諭などによる保健指導を行います。	学校教育課	実施回数	-	年2回	年2回	年2回
8	地域における健康の保持増進を図るため、健診や教室を通して食生活の大切さを啓発していきます。	健康課	3歳児健診時におけるおやつ提供の回数	12回	12回	12回	12回
10	子育て支援サービスの機能的な充実を図るため、必要に応じて新たな地域子育て支援拠点の整備・拡充を調査・研究または検討します。	子ども応援課	施設数	1か所 (総数)	3か所	3か所	3か所
11	親子の絆を深めるため、親子で一緒に触れ合うことができる場を開設し、保育士などにより触れ合い方の指導を行います。	子ども応援課	プログラムの開催回数・参加者数	256日 8,401人	302日 10,062人	220回 11,000人	305回 11,000人
12	親が抱く子育ての不安を解消するため、保育士などによる育児相談及び講座を実施します。	子ども応援課	相談件数	34件	84件	80件	100件
13	子育てをしている親同士でつくるサークル活動を活発にするため、サークル活動に役立つ情報を提供するなど、育成を支援します。	子ども応援課	サークル数	2件	2件	4件	5件
14	本を通じて、親子の絆を深めるため、乳児とその保護者を対象にしたブックスタート事業を行います。	子ども応援課	参加率	-	59.5%	50%	65%
16	保育所に入所していない乳幼児と保護者を対象に、認可保育所で保育所体験や保育についての助言・指導、育児相談などを行います。	子育て支援課	開設日数	1施設あたり 月2回	1施設あたり 月2回	1施設あたり 月2回	1施設あたり 月2回

## 第4部 参考資料

NO.	事業概要	担当課	指標項目	実績値		目標値	
				2013 (H25)	2018 (H30)	2019(R1) 【前期目標】	2024(R6) 【後期目標】
19	妊娠・出産・育児について、母親と父親と一緒に学んでいけるようパンフレットや父子健康手帳を配布します。	健康課	家庭訪問件数	462件	210件	500件	500件
20	子どもや保護者からの子育て支援に関する施設・事業等の利用についての相談に応じ、情報の集約・提供や助言、その他の援助を実施します。また、必要に応じ、関係機関との連絡調整等も行います。	こども応援課	実施施設数	-	1施設	1施設	1施設
21	ホームページ上で子育てに関する情報を掲載し、内容の充実を図っていきます。また、転入出者を対象とした総合的な情報提供の充実を図っていきます。	こども応援課	インターネットでの情報入手先の割合	34.5%	-	35%	40%
22	子育てサークルを支援するため、活動場所としてふれあいこども館や保健センター、地区公民館など、公共施設を提供します。	こども応援課	子育てサークルが使用する際に優遇される施設数	6か所	5か所	4か所	5か所
23	子育てをしている保護者間の交流を深め、子育て中の親の孤立化を防止するため交流の場を提供します。	こども応援課	実施回数	6回	9回	6回	12回
		人権政策課	セミナー及び遊びの広場実施回数	-	26回	30回	30回
24	子育てについて学習し、良好な親子関係や家庭環境をつくるため、乳幼児学級、家庭教育学級を実施します。	社会教育課	参加人数	247人	243人	285人	250人
25	託児環境の普及など、保護者が学習会などへ参加しやすい環境をつくります。	社会教育課	託児の実施率	100%	100%	100%	100%
29	子育てにかかる保護者の経済的な負担を軽減するとともに、乳幼児の医療受診を促進し、健やかな育成を支援するため、乳幼児にかかる医療費の一部を助成します。	市民課 (国保年金課)	助成対象	小学生未満	中学生未満	中学生未満	小学生未満
31	子育てにかかる保護者の経済的な負担を軽減するとともに、児童の医療受診を促進し、健やかな育成を支援するため、児童にかかる医療費の一部を助成します。	市民課 (国保年金課)	助成対象	-	小学校1年生から 中学校3年生まで	小学校1年生から 6年生まで	小学校1年生から 中学校3年生まで
36	両親が育てられない子どもを健全に育成するため、県の里親制度の普及を促進します。	こども応援課	里親の登録状況	-	3世帯	3世帯	4世帯
38	保育所、幼稚園において国際交流や障がいのある子どもとの交流を行い、様々な人とふれあう機会を増やすなど、人権・同和教育を推進します。	子育て支援課 (幼稚園)	人権週間、同和問題強調月間時の取り組み実施	-	各園2回実施	各園2回実施	年2回実施
42	子どもの人権意識を高めるために、恵子児童館子どもまつりを開催します。	人権政策課	参加人数	1,603人	1,565人	1,800人	1800人
43	町民の人権意識を高めるため、「人権フェスタなかがわ」を実施します。	人権政策課	参加人数	-	2,901人	3,500人	3,000人
45	子どもの人権を守るため、家庭教育学級や乳幼児学級で人権教育に視点をのいた講座を実施します。また、町内の社会教育団体を対象に人権研修会等を開催します。	社会教育課	開催回数	参加者数 523人	51回	60回	60回
46	教職員や保育士を対象とした人権研修会を実施します。また、市独自の教職員研修等の充実を図るとともに、市内外で開催される各種研修会や研究会などへ職員が参加するよう積極的に参加を促進します。	教育指導室	同和問題強調月間に開催される人権・同和問題研修への教職員参加者の割合	-	90%	90%	90%
		子育て支援課 (中央保育所)		136人	179人	100%	100%
47	同和問題を始めとする様々な人権問題について、町民への啓発を行うため、啓発冊子「あしたへ生きる」を発行します。	人権政策課	発行回数	年1回	年2回	年1回	年1回

第4部 参考資料

NO.	事業概要	担当課	指標項目	実績値		目標値	
				2013 (H25)	2018 (H30)	2019(R1) 【前期目標】	2024(R6) 【後期目標】
52	教員・保育士としての意識や技術を高め、質の高い就学前教育・保育を行うため、各施設内外での研修の積極的な参加と実施を推進します。	子育て支援課 (中央保育所)	外部研修参加回数	2回	23回	年2回	年2回
		子育て支援課 (幼稚園)		-	1人2回以上	1人1回	1人1回以上
53	園児の就園状況の推移や職員の配置状況を見定めながら、今後の幼稚園運営の在り方を検討するとともに、園の教育目標達成に向けて園長・主任会研修を実施します。	子育て支援課 (幼稚園)	研修会開催回数	-	年13回	年12回	年12回以上
54	保育所や幼稚園の施設の不具合によってケガや事故が発生しないよう、定期的な施設の整備や点検を実施します。また、保育中の事故が発生しないよう、事故防止に関する職員研修等を実施します。	子育て支援課 (中央保育所)	点検回数	1回	事故防止の 会議 年1回 毎日点検	年12回	事故防止の 会議 年1回 毎日点検
54	保育所や幼稚園の施設の不具合によってケガや事故が発生しないよう、定期的な施設の整備や点検を実施します。また、保育中の事故が発生しないよう、事故防止に関する職員研修等を実施します。	子育て支援課	遊具の点検回数	2回	2回	2回	2回
57	子ども達が地域や自然に触れ、豊かな情操を育むとともに、人々とのふれあいの中から社会性を学び仲間づくりができるよう、学校外での教育活動の実施を推進します。	教育指導室	宿泊を伴う校外活動の実施校数	-	10校	10校	10校
58	教員の資質を高めるため、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習に対する定期的な校内研修や研究発表会等を実施します。	教育指導室	小中学校授業改善研究会の開催校数	-	2校	2校	2校
61	市内小・中学校におけるボランティア活用による教育の充実に一層努め、地域に開かれ、地域と共に進める教育のさらなる充実に努めます。	学校教育課	学力アップ地域人材活用事業実施校数	-	10校	10校	10校
63	保育所や幼稚園での就学前教育や保育の資質向上を図るとともに、小学校への円滑な就学を支援するため、保育所・幼稚園・小学校間において情報交流などを行います。	子育て支援課 (中央保育所)	保・幼・小連絡会開催	-	年8回	年2回	年2回
		子育て支援課 (幼稚園)		-	年6回	年2回	年3回
75	学童保育所における障がい児保育の資質を向上するため、指導員研修会を実施します。	子育て支援課	研修会の開催数	1回	1回	1回	1回
76	特別な支援が必要な児童・生徒への教育及び支援を行うため、小中学校に特別支援学級及び通級指導教室の充実に努めていきます。	学校教育課	特別支援学級及び通級指導教室への就学希望者が就学した割合	-	100%	100%	100%
77	障がいに応じた保育や教育ができるよう、障がい児保育や教育に関する研修への保育士や教諭の参加を促進します。	学校教育課	研修参加者数	16人	23人	16人	20人
		子育て支援課 (中央保育所)		19人	16人	25人	100%
79	先人の知恵や技術を学び歴史に対する理解を促すために、草木染めや勾玉づくりなど古代の技術を学ぶ体験学習を実施していきます。	文化振興課	古代技術の体験学習実施回数	5回	5回	5回	5回
80	郷土に対する愛着の心を育むため、地域の伝統行事を取り入れた保育を推進します。【どんど焼き・もぐら打ち】【もちつき】【七夕まつり】	子育て支援課 (中央保育所)	取り入れた地域行事数	3回	6回	3回	3回
81	ふれあいこども館で小学生を対象に体験型プログラム等を実施します。	こども応援課	体験型プログラムの実施数	-	54回	12回	54回
		人権政策課	児童館企画・クラブの実施数	14回	19回	20回	20回

## 第4部 参考資料

NO.	事業概要	担当課	指標項目	実績値		目標値	
				2013 (H25)	2018 (H30)	2019(R1) 【前期目標】	2024(R6) 【後期目標】
82	様々な人とのふれあいによって、豊かな心を育むため、老人福祉施設への訪問など、認可保育所における異世代交流の実施を推進します。	子育て支援課 (中央保育所)	交流回数	-	6回	1回	1回
83	中学生が人を思いやる優しい心を育むため、また、園児が人とのふれあいの機会を広げるため、中学生と園児の交流を実施します。	子育て支援課 (中央保育所)	中学生の保育所職場体験の実施回数	3回	4回	3回	3回
85	乳幼児の読書に対する興味を深め、想像力を豊かにするため、乳幼児とその保護者を対象にした、おはなし会の実施を支援します。	人権政策課	おはなし会の実施回数	14回	11回	12回	12回
87	地区公民館の図書室を充実したものにするため、町立図書館からの図書の借り受けを行います。	文化振興課	図書の入替え回数	6回	6回	6回	6回
89	子育てサークルが活動しやすい環境をつくるため、ふれあいこども館と市立公民館が連携し、活動の場の提供や事業参加を促進します。	こども応援課	サークル数	2団体	2団体	4団体	5団体
92	ボランティア・NPO団体等の活動を支援することにより、協働のまちづくりのパートナーの育成を図る講座を実施します。 【ジュニアボランティア講座】【子育て応援講座】【託児ボランティア講座】	経営企画課	子ども・子育て支援等講座の種類	3テーマ 8回	2テーマ 6回	3テーマ	2テーマ
94	那珂川市男女共同参画プランが着実に実施されるよう、その執行状況を管理し実施を推進します。	人権政策課	プランの進捗率	79%	94%	95%	96%
95	男女共同参画について、その必要性などを広めるため、冊子などを活用し普及に努めます。	人権政策課	冊子の発行回数	1回	1回	1回	1回
96	男性の子育て参加を推進するため、男性を対象とした催しなどを行います。	こども応援課	実施回数 参加者数	12回 571人	11回 456人 6回 44組	12回 750人	18回 750人
97	保護者が仕事や病気などで保育できない乳幼児を保育するために、認可保育所による保育環境を提供します。	子育て支援課	定員	825人	1208人	1,035人	1,368人
98	認可保育所における待機児童をなくすため、利用者ニーズを把握しながら保育定員の拡充を図ります。保育所の新設、増築などの施設整備に対する支援等を行います。	子育て支援課	4月1日の待機児童数	664人	29人	0人	0人
99	認可保育所において、通常保育外の時間帯の保育を保護者ニーズを踏まえて実施します。【延長保育事業】	子育て支援課	保育時間	12時間	12時間	12時間	12時間
100	認可保育所における日曜日や休日の保育について、ニーズを踏まえて実施について検討を行います。	子育て支援課	実施施設数	0施設	0施設	1施設	1施設
102	一時的に保育が必要となる家庭のために、認可保育所・幼稚園等における一時預かりを実施します。	子育て支援課	受入率	4か所	6か所	4か所	7か所
103	子どもが病気でも仕事を休むことができない親等をサポートするために、病気や病気回復期にある児童を保育する制度を実施します。	こども応援課	病児・病後児保育を実施する施設数	-	1か所	1か所	1か所
104	保育所職員の資質を高めるため、施設内で定期的に研修会を開催するとともに、施設外で行われる研修会等への参加を促進します。	子育て支援課 (中央保育所)	研修会の実施回数	2回	23回	2回	2回
105	町内の届出保育施設の保育環境を向上し、民間保育サービスにおける安全・衛生を確保するため、届出保育施設に対する支援を行います。	子育て支援課	施設利用児童に対する補助対象者率	-	100%	100%	100%
107	子どもが放課後などに安全に生活できる場をつくり、健全な児童を育成するため、町立小学校内に学童保育所を設置し運営します。	子育て支援課	施設数	7か所 (学校) 550人	7か所	7か所	7か所

第4部 参考資料

NO.	事業概要	担当課	指標項目	実績値		目標値	
				2013 (H25)	2018 (H30)	2019(R1) 【前期目標】	2024(R6) 【後期目標】
108	学童保育における待機児童をなくすため、利用者ニーズを把握しながら児童が入所できる環境を整備します。	子育て支援課	受入率	100%	100%	100%	100%
109	労働者や事業主、市民に対して、子育てと仕事の両立を果たせるよう、講座やイベントの情報提供を行います。	こども応援課	広報への情報掲載有無	-	有	有	有
110	出産・子育てなどにより退職した女性が再就職できるよう、技能や資格取得のための講座に関する情報提供を行います。	こども応援課	広報への情報掲載回数	-	10回/年	3回/年	10回/年
113	託児ボランティア団体が活動の幅を広げ、多くの保護者が託児制度を活用できるように、団体活動への支援を行います。	こども応援課	実施の有無	-	なし	実施	実施
113	地域で子育てを支援するため、就労の有無に関わらず、子育てを住民相互で支援するファミリー・サポート・センターを運営します。	こども応援課	組織数	1	1	1	1
114	交通事故や犯罪に遭う児童をなくすため、学校・地域・警察と連携し、交通安全教室や防犯教室が開催できるように支援します。	安全安心課	交通安全教室等の開催状況	5回	7回	5回	7回
115	青少年の非行を防止し、健全な育成を図るため、青少年指導員会を設置し活動を支援します。	社会教育課	青色回転灯装備車両出動回数	108台	79回	80回	90回
117	地域における自主防犯活動を推進するため、各行政区が取り組む地域防犯活動を支援します。	安全安心課	補助金の交付状況	37区	37区	37区	36区
118	地域での児童の安全確保や青少年の非行を防止するため、青パトの整備など地域住民による防犯パトロール活動を支援します。	安全安心課	青パト助成金の交付状況	9団体	21台	19台	21台
119	防犯意識を高めるため、チラシや冊子を配布し、防犯に関する住民への情報提供を行います。	安全安心課	住民への情報提供回数	12回	12回	12回	12回
121	ベビーカーや車いすでの移動に配慮した生活環境のバリアフリーを推進するため、道路（車道、歩道）及び公共施設における整備を進めます。	建設課	整備距離	L=226.7m	L=28.0m	ふれあい広場 線 L=182m	那珂川・宇美 線 L=480m
123	子どもの遊び場を確保するため、学校休業時の小学校体育館施設（体育館、運動場）を開放します。	社会教育課	子どもの参加人数	7,026人	4,864人	8,000人	6,000人
124	放課後児童クラブ（学童保育所）と学校施設等の地域開放事業が一体となって子どもの遊び場を確保することを目指し、放課後子ども教室が開設されている地域の小学校の余裕教室の活用手法も含め、教育委員会及び関係機関と連携し、放課後子ども総合プランの検討を行います。 また、放課後児童クラブ（学童保育所）の指導員と放課後子ども教室の協力者が協働して就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、子ども達に多様な体験活動等を行うことができる見守り体制について検討していきます。 平成31年度までに放課後児童クラブ（学童保育所）及び小学校内を活動場所とする既設の放課後子ども教室（アンビジャス広場）を一体的に実施することを検討します。放課後子ども教室の整備計画としては、平成31年度までに町内の小学校区内に既設の教室も含め、3か所開設することを検討します。	子育て支援課	検討の有無	-	有	有	有
		社会教育課	開設か所数	-	3か所	3か所	7か所
125	子どもの遊び場やスポーツ体験の場をつくるため、市民体育館を子どもに開放します。	社会教育課	施設の開放状況	19回	18回	18回	18回

## 第4部 参考資料

NO.	事業概要	担当課	指標項目	実績値		目標値	
				2013 (H25)	2018 (H30)	2019(R1) 【前期目標】	2024(R6) 【後期目標】
126	恵子児童館及びふれあいこども館の設置目的や実施事業を広く市民に知らせるため、事業内容を紹介した情報紙を発行する等児童館情報を発信します。	こども応援課	情報紙の発行回数	-	12回/年	12回/年	12回/年
		人権政策課	児童館だよりの発行回数・件数	1回	0回	3回	3回
128	地域で子どもを見守る環境をつくるため、公民館や学校施設等を利用して実施される「アンビシャス広場」活動事業への支援を行います。	社会教育課	補助（支援）件数	3件	3件	4件	3件

## 2 那珂川市子育て支援推進協議会条例

---

### (設置)

第1条 この条例は、那珂川市における総合的な子育て支援施策の推進を図るため、那珂川市子育て支援推進協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について調査及び協議する。

- (1) 那珂川市次世代育成支援地域行動計画の策定に関すること。
- (2) 那珂川市次世代育成支援地域行動計画及び子育て支援施策の推進に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項に掲げる事務を処理すること。

### (組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、10人以内の委員をもって組織する。

- (1) 識見を有する者 1人
  - (2) 福祉、保健・医療又は教育等子どもの健全育成や子育て支援に関わる者 7人
  - (3) 市民 2人
- 2 前項に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。

## 第4部 参考資料

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(説明の聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員には、別に条例の定めるところにより、報酬及び費用弁償を支給する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、子育て支援課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 3 那珂川市子育て支援推進協議会委員名簿

NO	氏名	区分	備考
1	秋峯 良二	学識	香蘭女子短期大学
2	飯田 惠津子	団体等代表	那珂川市保育所連盟
3	平島 健二	団体等代表	那珂川市立小学校長会(安徳北小学校長)
4	加峰 和子	団体等代表	那珂川市立幼稚園長会(岩戸北幼稚園長)
5	江島 香代子	団体等代表	那珂川市民生委員児童委員協議会
6	大谷 清美	団体等代表	NPO 法人チャイルドケアセンター
7	松島 正和	団体等代表	那珂川市立小中学校 PTA 連絡協議会
8	足立 愛	団体等代表	那珂川市子ども会育成会連絡協議会
9	唐崎 康子	公募	一般公募
10	萬 幸子	公募	一般公募



## 4 那珂川市子育て支援推進協議会審議経過

		年 月 日	内 容
2018 (平成30) 年度	第1回	2018(平成30)年 12月4日	・2020(令和2)年度からの那珂川市次世代育成 支援地域行動計画策定について
	第2回	2019(平成31)年 1月31日	・認可保育所及び認定こども園入所状況について ・「那珂川市子育てに関するアンケート調査」につい て(調査票案の提示)
	第3回	2019(平成31)年 2月14日	・認可保育所及び認定こども園入所状況について ・「那珂川市子育てに関するアンケート調査」につい て(調査票修正案の提示)
2019 (令和元) 年度	第1回	2019(令和元)年 7月29日	・認可保育所及び認定こども園の入所状況について ・「那珂川市子育てに関するアンケート調査」結果報 告書について ・次世代育成支援地域行動計画策定の概要について
	第2回	2019(令和元)年 9月9日	・認可保育所及び認定こども園入所状況について ・子ども・子育て支援事業計画量の見込みと確保策に ついて
	第3回	2019(令和元)年 12月5日	・子ども・子育て支援事業計画量の見込みと確保策に ついて ・次世代育成支援地域行動計画(案)について
	第4回	2019(令和元)年 12月17日	・次世代育成支援地域行動計画(案)について
	第5回	2020(令和2)年 2月27日	・パブリックコメント結果報告 ・次世代育成支援地域行動計画(最終案)について